



## もくじ CONTENTS

茨城県内の災害時要援護者の状況と今後の課題 ～重度障がい者の実態調査から～ 公益社団法人茨城県地方自治研究センター 研究員 有賀絵理 ……	3
<資料>	
① 原子力災害に備えた茨城県広域避難計画の概要 ……	20
② 原子力災害に備えた茨城県広域避難計画 以上「茨城県ホームページ」より ……	22
編集後記 ……	51



# 茨城県内の災害時要援護者の状況と今後の課題

## ～重度障がい者の実態調査から～

公益社団法人茨城県地方自治研究センター  
研究員 有賀 絵理

### 1. はじめに

2011年3月11日14時46分、東日本大震災が発生した。多くの死者・行方不明者数24,692人（警察庁2013.3.11）の中、東北地方の岩手県、宮城県、福島県と同様、関東地方であるが茨城県も被災県であり、茨城県では死者24人、行方不明1人である（警察庁調べ）。その中で、徐々に、「災害時要援護者」の避難の深刻さ、または困難さも明らかになった（有賀；自治権いばらき No.114）。

そして、東日本大震災から4年目が過ぎようとしている間、「災害時要援護者」の施策にも動きが生じている。まず、2013年6月、「災害対策基本法」が一部改正され、「災害時要援護者」を、防災施策において特に配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児等を「要配慮者」とし、要配慮者のうち、特に災害時の避難に支援を要する者を「避難行動要支援者」となった（内閣府HP）。そして2014年4月からは、要配慮者関係の改正点も、さらに含まれた。「避難行動要支援者」の名簿作成義務化である。災害発生時の避難等に支援を要する人々の「避難行動要支援者名簿」の事前整備の作成が義務付けられ、全面施行された。「避難行動要支援者名簿」とは、自治体；市町村ごとに、「避難行動要支援者名簿」の作成が必要になったのである。災害時要援護者名簿は、2006年、「避難支援ガイドライン（内閣府）」で市町村に作成を求めたが、法的な位置付けは特になかったのである。そのため、個人情報保護法が遮り、なかなか浸透できずにあったのである。しかしながら、東日本大震災時、内閣府の調査で障がい者の死亡率が住民全体の2倍であったことを教訓に、さらには個人情報保護法が壁になっていることから、「災害対策基本法」が一部改正によって、法的に名簿の作成と活用を促進するということになったのであるだろう。しかし、現状は厳しい状況にあるということも耳にするのである。

また、災害時要援護者の中で、一番避難が困難であるのが、身体障がい者の肢体不自由であることは想定できるであろう。その中でも、重度障がい者は、救助方法も個々異なり、避難するのも・避難されるのも容易ではないことが想定できる。

そこで、茨城県内の重度障がい者の特に肢体不自由者である災害時要援護者の実態を知るためにも、茨城県内の重度障がい者の関係機関にご協力いただき、東日本大震災時の様子と状況を把握する。そして、今後の災害時要支援者のマニュアル等に即した課題を見出し、提案する。なお、本研究では、「災害時要援護者」とする。

## 2. 調査

2014年7月から2015年2月にかけて、茨城県立水戸特別支援学校、茨城県内の某障がい者団体にご協力いただいた。

本研究の目的は、東日本大震災時も現在も茨城県内で生活している重度障がい者本人または家族の、災害に対する思いと現状を把握し、今後の災害時要援護者のマニュアル等に即した課題を見出し、提案する。

調査方法は、アンケート調査である。

調査先は、身体障がい者の肢体不自由が入学している茨城県立水戸特別支援学校、そして茨城県内の某障がい者団体に依頼した。茨城県内の障がい者団体については、理事・役員、会員の諸事情により名前を公表しないことが約束であるため、本研究では某団体とする。

調査対象は、東日本大震災時も被災県である茨城県で生活をし、現在も茨城県内で生活している重度障がい者である。重度障がい者の中でも避難が容易ではないと想定できる肢体不自由者を主にした。また、幼児・在学者以外を一般としたが、一般は施設入所者ではなく、主に在宅の方にご協力いただいた。アンケートは300部配布し、回答数は134部である。回答率は44.6パーセントである。

## 3. アンケート調査結果

調査結果である。

### 1) 障がい者ご本人について

年齢で最も多いのは、10代の81人で61%であり、次いで、9歳以下の23人で17%、20代の15人で11%、30代の11人で8%、40代の3人で2%、50代の1人で1%である(図1)。そのうち、幼児は1人で1%、在学者は100人で75%、一般は33人で24%である(図2)。性別は、男性80人で60%、女性53人で39%、不明1名で1%である(図3)。

障がい別では、肢体不自由者132人、視覚障がい者1人、知的障がい者82人、精神障がい者3人、その他1人である(表2)。そのうち重複障がい者85人で63%、その他は50人で37%を占めている(図5)。

市町村別では、水戸市46人、ひたちなか市28人、日立市10人、那珂市10人、小美玉市8人、鉾田市5人、つくば市3人、鹿嶋市3人、常陸大宮市2人、土浦市2人、大洗町2人、常陸太田市2人、石岡市2人、北茨城市1人、東海村1人、笠間市1人、城里町1人、筑西市1人、行方市1人、神栖市1人、不明4人である(表1)。

家族構成は、核家族が99世帯であり74%、その他35世帯で26%を占めている(図4)。

## 2) 東日本大震災時の様子について

質問①『当時、障がい者ご本人は、どこにいましたか。』は記述式である。回答には、“自宅” 61人で46%、“学校” 35人で26%、“病院” 12人で9%、“車中” 8人で6%、“障がい児施設” 8人で6%、“道路（路肩）” 2人で1%、“その他” 8人で6%である。そのうち、在学者と一般で分けると、在学者は、自宅に28人、学校に35人、病院に12人、車中8人、施設8人、道路（路肩）1人、その他として8人であり、一般は、自宅に32人、道路（路肩）1人である（表3・図6）。

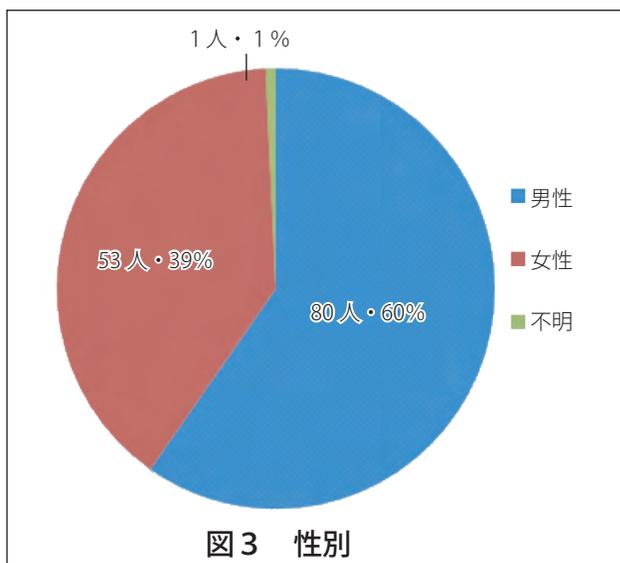
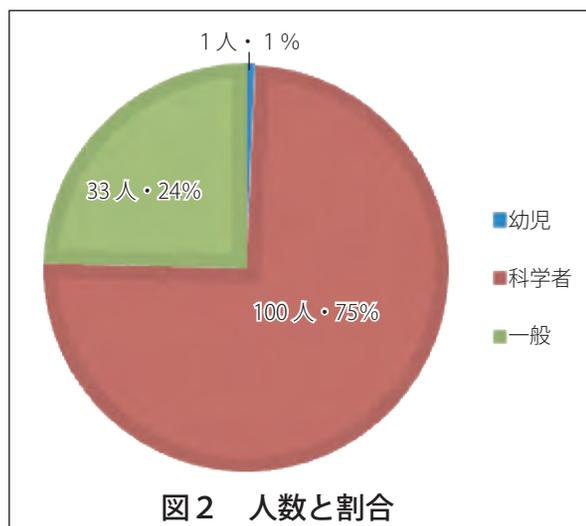
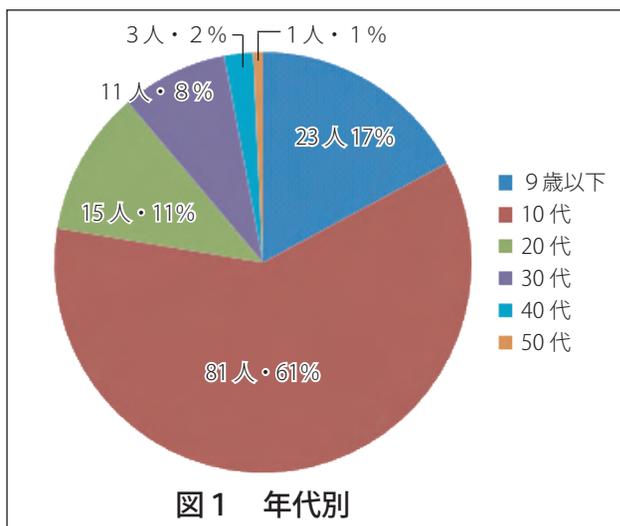


表1 市町村別の人数

市 町 村	人 数
水 戸 市	46
ひたちなか市	28
日 立 市	10
那 珂 市	10
小 美 玉 市	8
鉾 田 市	5
つくば市	3
鹿 嶋 市	3
常陸大宮市	2
土 浦 市	2
大 洗 町	2
常陸太田市	2
石 岡 市	2
北 茨 城 市	1
東 海 村	1
笠 間 市	1
城 里 町	1
筑 西 市	1
行 方 市	1
神 栖 市	1
不 明	4
合 計	134

表2 障がい別人数

障がい	人 数
肢 体	132
視 覚	1
知 的	82
精 神	3
そ の 他	1

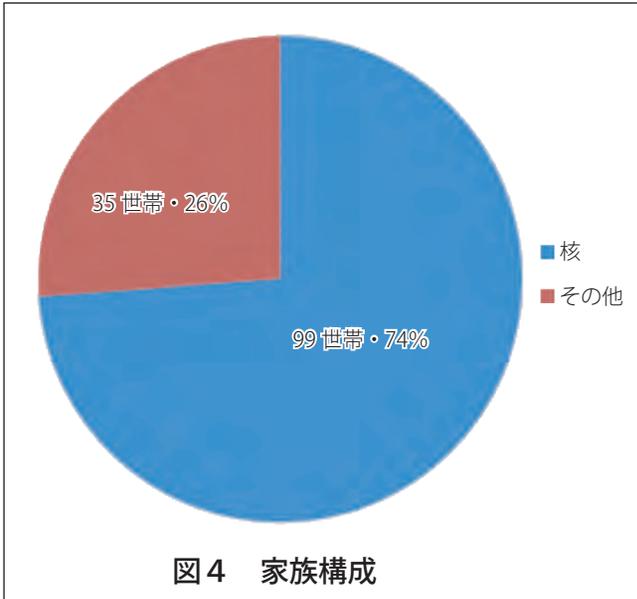


図4 家族構成

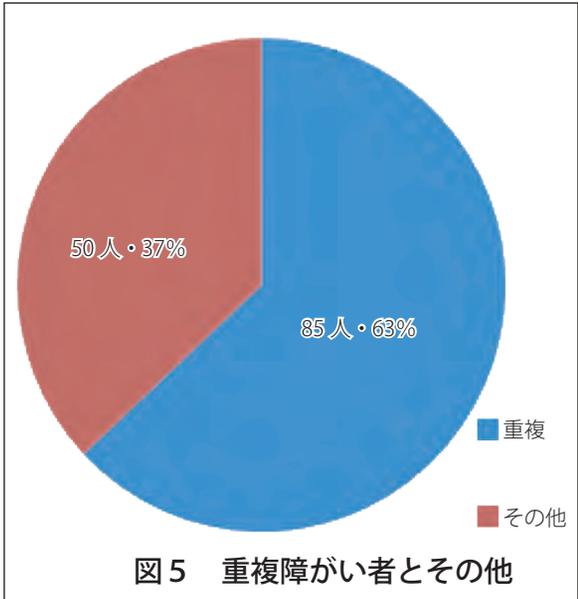


図5 重複障がい者与其他

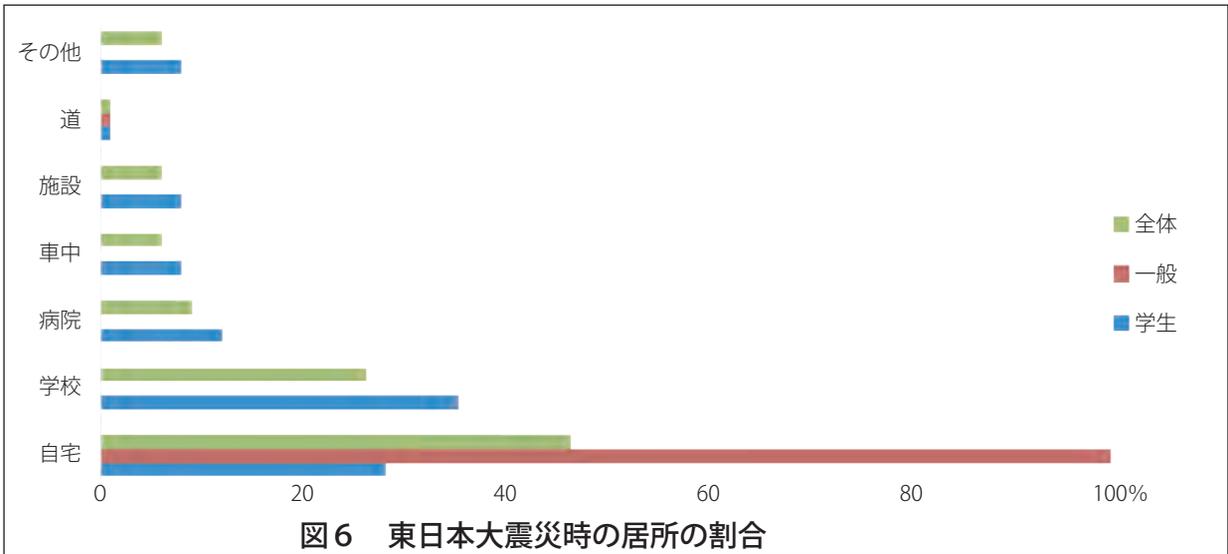


図6 東日本大震災時の居所の割合

表3 東日本大震災時の居所の数

	学生	一般	幼児	合計(人)
自宅	28	32	1	61
学校	35	0	0	35
病院	12	0	0	12
車中	8	0	0	8
施設	8	0	0	8
路肩	1	1	0	2
その他	8	0	0	8
	100	33	1	134

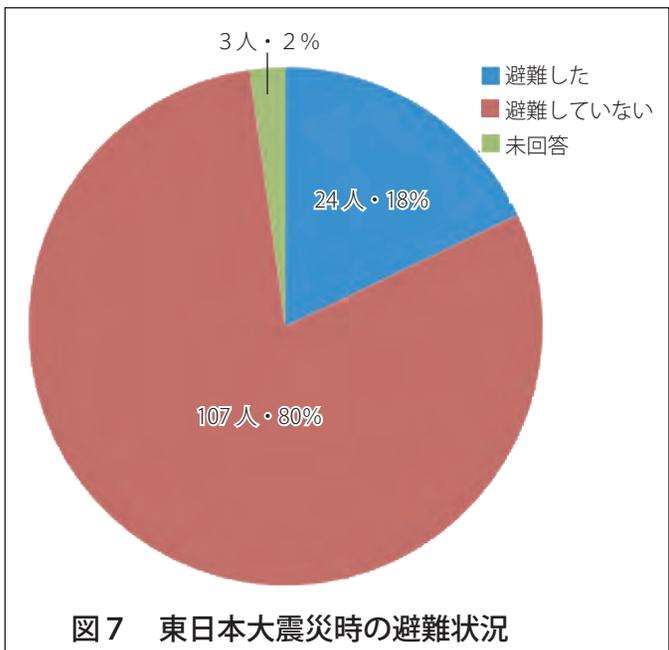


図7 東日本大震災時の避難状況

表4 東日本大震災時一番困ったこと

	人 数
ライフライン	89
物資	19
ガソリン	11
薬	5
連絡不可	5
介助困難	4
通院困難	4
衛生面	3
車の渋滞	3
体温調整	2

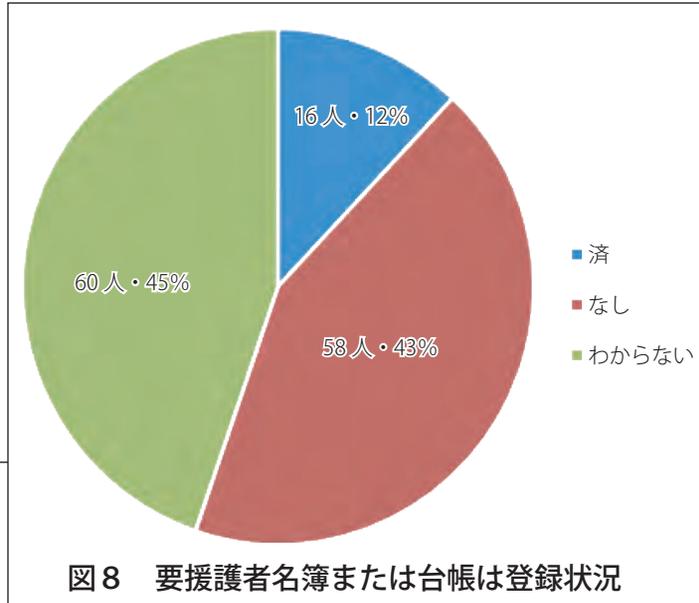


図8 要援護者名簿または台帳は登録状況

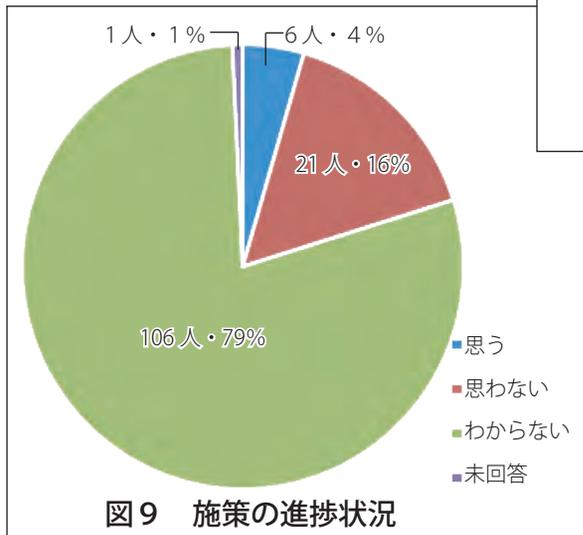


図9 施策の進捗状況

表5 支援者の必要性

	人 数	支援者数
必 要	53	1人：38人 2人：13人 3人：2人
不 要	67	
わからない	13	
未 回 答	1	
合計	134	

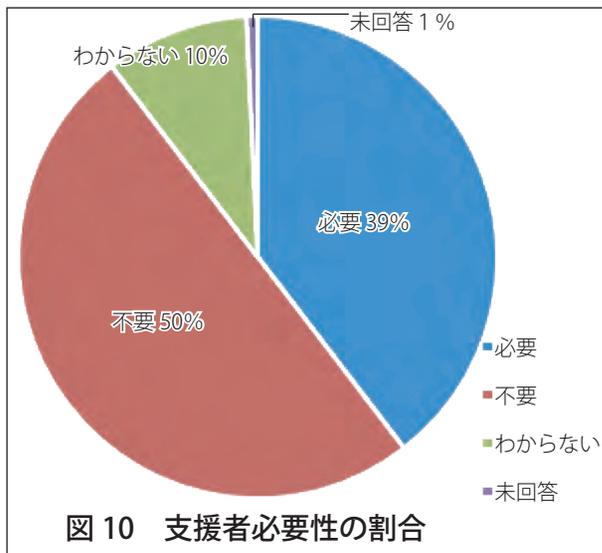


図10 支援者必要性の割合

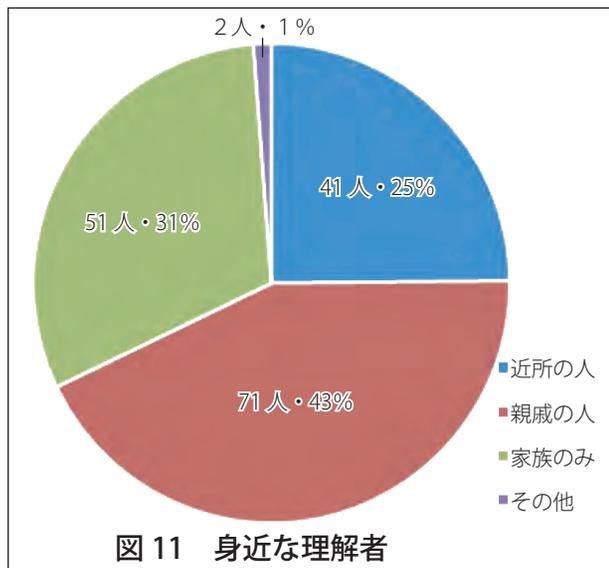


図11 身近な理解者

表6 避難バック準備状況

		人 数
障害者のみ	学校用	90
	家庭用	21
家族の分	まとめて	34
	個別に	0
準備していない		50

表7 外出回数

年間日数	回 数
5日以下	43
10日以下	9
50日以下	42
100日以下	22
100日以上	4
未回答	14

表 8 外出時必要な持ち物

	人数
移動機器；車椅子・クラッチなど	115
食器用具；トロミ剤・水分・スプーン・専用箸など	63
トイレ・おむつ用品；おむつ・防水シート・簡易トイレなど	62
医療機器；呼吸器一式・吸引機一式など	49
衣類用品；着替え一式・雨具・防寒具など	45
日常生活用品；タオル・ひざかけ・クッションなど	30
薬	24
装具	3
その他；ビニール袋・手帳類・おやつなど	17

表 9 一番恐怖を感じる災害

	人数
地震	64
原子力	43
水害	20
火災	3
なし	1
すべて	31

表 10 一番してほしい支援

	人数
家族一緒に避難生活	62
ライフライン	50
物資	24
障害児者の安心出来る場	21
病院	11
薬	6
情報提供	5
介助	3
ガソリン	3
その他	9

表 11 アンケート回答者

	人数
父	7
母	108
両親	2
本人	16
なし	1
合計	134

質問②『どこかに避難しましたか。』は選択式と理由記述欄であり、“避難した”・“避難していない”・“忘れた”の3択である。回答には、“避難した”は24人で18%、“避難していない”は107人で80%、“忘れた”は0人、“未回答”は3人で2%である（図7）。避難した先として、祖父母宅、ホテル、病院、障がい者を理解している友達宅、特別支援学校、障がい児者施設、社協があげられている。避難していない理由としては、「家の方が安心だから。」「車中泊。」「避難場所が障害者が使用できるのかわからないから。」「入院中であつたから。」「家で生活できたから。」「周りの人に迷惑をかけるから。」「家族で生活した方が安心するから。」「近所の人に見られたくないから・知られたくないから。」があげられていた。

質問③『一番困ったことは何でしたか。』は記述式であり、複数回答可能である。回答には、ライフラインが89人、物資が19人、ガソリンが11人、薬が5人、連絡不可が5人、介助困難が4人、通院困難が4人、衛生面が3人、車の渋滞が3人、体温調整が2人である（表4）。

### 3) 現在について

質問①『市町村の要援護者名簿または台帳は登録していますか。』は選択式であり、“登録済み”・“登録していない”・“実施されていない”・“わからない”の4択と理由記述欄である。回答には、“登録済み”は16人で12%、“登録していない”は58人で43%、“実施されていない”は0人で0%、“わからない”は60人で45%である（図8）。登録していない理由としては、「家

族でできそうだから。」「必要ない。」「登録しても、助けに、いつ来てくれるかわからないから。」「制度を知らない。」「何も聞かれていないから、何もわからない。」「行政の福祉課から書類は届いているが、内容に迷う部分があって提出していない。」「本当に必要なのか、わからないから。」「いつ誰が助けに来るか、わからないのを待っているなら、自分たちで対処した方がいいから。」「近所の方が調査に来ると聞いたから。」「そういった登録がある事知らない。」「よくわからない。」「忘れていた。」「登録書類が一度送られてきたが、どのようにすればよいのかと思っているが、その後、誰からも連絡がなく把握できていないから。」「すぐ来てくれるかわからないし、市役所の方も「子供なので…」と言っていたから登録していない。」があげられていた。

質問②『市町村の災害時要援護者の施策は進んでいると思いますか。』は選択式であり、“思う”・“思わない”・“わからない”の3択と理由記述欄である。“思う”と回答したのは6人で4%、“思わない”と回答したのは21人で16%、“わからない”と回答したのは106人で79%、“未回答”は1人で1%である(図9)。“思わない”や“わからない”を選択した理由としては、「何課にいいかげんのか、わからないから。」「役所の方の話を聞いても、個人で頑張らなければいけない部分が多いと感じたから。」「軽度の方は進んでいるが、重度の方は見捨てられている気がするから。」「わからないから。」「避難マップの配布や避難場所の指定等から進んでいないと思う。」「きちんと情報収集していないため、わからないから。」「施策は私たちにも必要なことを決めているのかもわからない…。」「施策はわかりにくいから。」「全然情報が入ってこないから。」「要援護者の情報は、福祉課？まちづくり課？防災課？そういうことすら知らない…。」「特別、何もわからないから。」「こちらから動かないと情報が入らないから何もわからない。」「お知らせは何もないから。」「個人で問い合わせなければわからないの？」「どこまで支援してもらえるのかが理解できていないため。」「現時点では机上の空論に思えます。」「身近に感じていないから、わからない。」「団体の活動でも、障害の友達の中でも、話題が出た事がない。」「耳に入っていない。」「わかりやすく知らせてほしい。」があげられていた。

質問③『障がい者ご本人は避難の際、支援者は必要ですか。』は選択式と記述式であり、“必要・支援者数”・“不要(必要でない)”・“わからない”の3択と、“不要(必要でない)”・“わからない”については理由欄も設けた。“必要”と回答されたのは53人で、“不要”と回答されたのは67人、“わからない”と回答されたのは13人、未回答が1人であり、そのうち、“必要”を選択した支援者数は、1人は38人、2人は13人、3人は2人である(表5)。割合にすると、“必要”が39%、“不要”が50%、“わからない”が10%、“未回答”が1%である(図10)。“不要”を選択した理由としては、「家族がいるため。」のみである。“わからない”を選択した理由としては、「本当に支援に来てくれるのか、わからないから。」「なぜ民生委員が支援者なのか意味がわからない。」「介助ができないと思うから。」「支援者とは、実際、何をしてくれるのかが不明だから。」「重度なので、介助困難であると思うから。」「介助慣れていない人が支援者になっても意味がないだろう…。」「家族が支援して介助して逃げた方が早いから。」「気疲れするか

ら。」「介護不安だから。」があげられている。

質問④『障がい者ご本人の理解者は身近にいますか。』は選択式であり、“近所の人（すべて・一部）”・“親戚（すべて・一部）”・“その他・自由欄”の3択である。回答には、“親せき・一部”と回答されたのは71人で43%、“その他・家族のみ”と回答されたのは51人で31%、“近所・一部”と回答されたのは41人で25%、“その他・母の友人”と回答されたのは2人で1%である（図11）。

質問⑤『避難バック等は準備してありますか。』は選択式の複数回答可能であり、“障がい者のみ準備している（学校または施設用のみ・学校または施設用と家庭用・家庭用のみ）”・“家族の分も準備している（1人ずつ・まとめて・その他）”・“準備していない”の3択である。回答としては、“障がい者のみ用意してある・学校用のみ”としては90人、“家族の分も準備している・まとめて”は34人、“障がい者のみ準備している・家庭用のみ”は21人、“準備していない”と回答されたのは50人である（表6）。

質問⑥『外出は年に何回くらいですか。主に、誰と出掛けますか。』は記述式である。“5日以下”と回答されたのは43人、“10日以下”と回答されたのは9人、“50日以下”と回答されたのは42人、“100日以下”と回答されたのは22人、“100日以上”と回答されたのは4人、“未回答”と回答されたのは14人であり、すべての回答者が外出は“家族と”である（表7）。

質問⑦『外出時、必要な持ち物は何ですか。』は記述式である。回答としては、車椅子やクラッチ等を含む“移動機器”が115人、とりみ剤・スプーン・フォーク・専用箸・コップ・水等を含む“食事用具”が63人、おむつ・防水シート・おしりふき等を含む“トイレ・おむつ用品”が62人、呼吸器セット・吸引機セット・カテーテル・除菌ティッシュ等を含む“医療機器”が49人で、着替えセット・防寒具・雨具等を含む“衣類用品”が45人、タオル類・専用まくら・クッション等を含む“日常生活用品”が30人、“薬”が24人、“装具”が3人、“その他”としてビニール袋・障害者手帳・母子手帳・おやつ・おもちゃ等は17人である（表8）。

#### 4) 今後について

質問①『災害の中で、一番恐怖を感じる災害は何ですか。』は記述式である。回答には、“地震”と回答されたのは64人、“原子力災害”と回答されたのは43人、“水害”と回答されたのは20人、“火災”と回答されたのは3人、“未回答”と回答されたのは1人、“すべて”と回答されたのは31人である（表9）。

質問②『もし災害が起きた時、一番してほしい支援は何ですか。』は記述式である。回答には、“家族と一緒に避難生活したい”と回答されたのは62人、“ライフライン”と回答されたのは50人、“物資”と回答されたのは24人、“障がい児者の安心出来る場”と回答されたのは21人、“病院に搬送され受け入れてほしい”と回答されたのは11人、“薬”と回答されたのは6人、“情報提供”と回答されたのは5人、“介助者確保”と回答されたのは3人、“ガソリン確保”と回答されたのは3人、その他として「車椅子貸出し」、「安否確認してほしい」、「死んでも見つ

けてほしい。」「ヘルパーに来てほしい。」「話し相手。」「健常者の中には避難したくない注目浴びるから。」「子と一緒に死にたい。」「子だけ残せない。」等は9人である（表10）。

## 5) さいごに

質問①『アンケートにお答えしてくださった方は、どなたですか。』は選択式である。回答には、“母”と回答されたのは108人、“父”と回答されたのは7人、“両親”と回答されたのは2人、“本人”と回答されたのは16人、“未回答”が1人である（表11）。

質問②『ご意見などがありましたら、何でも、お願いします。』は、多くの回答をいただいた。回答を、＜東日本大震災の経験が引き金になっているケース＞、＜災害に対する恐怖＞、＜原子力災害への思い＞、＜行政に対する思い＞、＜要援護者登録に関する思い＞、＜障がい児者がいることへの不安＞、＜その他＞の7パターンに分けた。

＜東日本大震災の経験が引き金になっているケース＞

- ・東日本大震災を経験したので、小さい地震でも怖い。
- ・東日本大震災の経験があり、とても恐怖を感じる。
- ・東日本大震災の経験があるため、家の倒壊、地割れ、火災、原発事故などが起こり逃げ場に困る気がする。
- ・東日本大震災で原発も怖いと知ったのですが、予測して準備出来ない災害が一番怖いです。
- ・大地震が引き金になっていて、津波や災害など二次災害が発生することがわかったので怖いと日々感じる。
- ・震災から月日が経つと、あの時の危機感が薄れつつありますが、微震でも怖いと思っています。
- ・東日本大震災でも被害が大きく、目に見えないので、とても恐いです
- ・東日本大震災でも被害が大きく恐いです。
- ・避難期間が長引くと将来の健康が…。
- ・今まで生きていた中で一番恐ろしかったから。もう二度と、あのような体験はしたくないです。
- ・東日本大震災の時は大変でした。学校に迎えに行っても家に帰れなかったです。
- ・3.11で思いましたが、障害者の声はなかなか届かない事が多く時間がかかります。東北ではまだ生活に戻れない方がたくさんいらっしゃいます。本気で国が考えなければいけないと思っています。
- ・東日本大震災の事を思い出し、今度は家が崩壊するんじゃないか？と思ってしまう。
- ・震災の時、避難した先では、山梨県の赤十字の方が来て下さり、障害のある子が2人（お友達と避難していました）いることを伝えると、「薬は大丈夫か…。」などと、色々対応してくださりました。車の中で生活していたのですが、朝・夕の2回、車まで訪問して下さり、健康チェックをしてくださいました。本当に心強かったです。また通院しているひたちなか市

の病院の先生には、「地域医療指定病院なので、災害時などは、すぐ病院に来て下さい。」と言われ、とても安心しました。

- ・障害の重い子の避難等、3.11 から、いろいろ考えることが多くなりました。
- ・東日本大震災を経験したから、すごく色々なことに怖いと感じる。

#### <災害に対する恐怖>

- ・病院等、行けなくなる。
- ・物資が届かず、足りなくなる、薬が手に入らなくなる。
- ・通院している病院が遠い為に、体調が悪くなった時、道路が寸断してしまうと通れなくなってしまう。また、医療ケアが受けられない。
- ・家が海に近い為、災害は恐怖。
- ・我家は川のすぐそばなので、水害が心配です。

#### <原子力災害への思い>

- ・原発災害は避難生活を余儀なく強られるから、障害者の家族には大変！
- ・原発事故は一旦起きてしまったら長い年月、その土地そのものが汚染されてしまい生活ができなくなってしまふから困る。
- ・原発災害は、家はひたちなか市でも東海村に近い方なので何かあれば住めなくなる可能性もあり、福島のことを考えると一番怖いです。どこに避難すればいいのかわからないし、自家用者でないと逃げられません。
- ・放射能を自分の目で確認できないことが怖い。もし避難勧告が出たとしたら、どこへ避難すればよいかわからない。
- ・障害児がいると、原発が20km圏内なので、家に帰れなくなる。
- ・原発災害は目にみえないし、情報が確かか、不安。
- ・原発は東海村に住んでいるので怖いですが仕方がないと思います。
- ・5km圏内に東海原発があるから、すごく心配。
- ・原発事故は一瞬で荷物も持ち出せず、遠距離へ逃げなければならない。心の準備もないまま二度と戻って生活することが出来なくなる。早く何とかしてほしい。

#### <行政に対する思い>

- ・M市の防災マニュアルでは、要援護者も、一度、一般の避難所に行ってから、特別支援学校などの要援護者避難所に移ることになっていますが、車イスでの一般避難所への移動は負担が大きいので、名簿を作るなどして、直接、要援護者避難所へ避難できるようにして欲しいです。その方が、一般避難所の混乱も減ると思います…。障害児はイレギュラーな事に対して柔軟な対応が難しいので家を離れて避難生活をするようになってしまふ 災害は全て恐怖

を感じます。

- ・防災マニュアル等の早急、見直し!!!

#### <要援護者登録に関する思い>

- ・子供を抱え逃げられないし、正直、支援者登録者も抱っこできないと思う。
- ・実際、東日本大震災の時も、市の方々は忙しくて台帳に登録していても、しばらく連絡がなかったです。
- ・要援護者名簿や登録、台帳などという物がある事を知りませんでした。もし、災害が起きた時、市が、どのような対応をしてくれるのかも分かりません。“自分達の身は自分達で守る”という思いしかありません。

#### <障がい児者がいることへの不安>

- ・障害のある子供を連れて逃げられるか不安。
- ・(障がいの)子を避難させるのが一番困難。
- ・自力での避難が不可能なため心配でならない。
- ・自分で逃げる事が出来ないのも、例えば、地震などで物が倒れてきた時、守りきれないと思う。自分が助けられない状況になってしまった時、一人で逃げられない息子の事を考えると怖いです。
- ・障害児がいる事で色々不便になるため、災害時スムーズに避難できる環境を願っています。避難する際、子供達の安全確保が難しいです。
- ・実際に(災害が)起きたら子供を連れて避難できるかわからない為、不安。近所の人に話をしていない為、自分1人で何とかやれるかと考えても、多分難しいと思う。
- ・(障がいの)子がいるため使う物が手に入らなくなる。
- ・アンケートをやり、いざという時、歩くことが出来ない子ども、どう安全確保できるか等、考えてしまいました。災害に対する備えも子ども用品としてはやっていませんでした。災害時の対策、家庭でもきちんと取り組みたいとアンケートから思いました。ライフラインも止まると生活に支障がでるのが心配です。近くに原発があり、何らかの事故が起きた際は放射能汚染で避難しなければいけない。
- ・3.11は1日後に、電気、2日後に水道が通ったので、あまり苦労はしなかったが、止まっている期間が長かったら…どうしていただろうと思うと怖いですね。(障がいの)子を抱きかかえて、倒れた物を跨ぐこともできないと思っています。
- ・災害が起きた時、早めに避難する事が一番と思いますが、突然起こると全介助の(障がいの)子供をすぐ抱っこして逃げる事は大変です。大きくなればなるほど…。
- ・(障がいの)子供と一緒に避難する事を考えると、どうするのが一番良いか…わかりません。
- ・障害児がいると・・・怖い。

- ・自立歩行が出来ない、意志表示が極少の為、万一保護者の対応が困難になった際は孤立して生命の危機に曝されることが懸念され不安そのものです。
- ・学校・寄宿舎に入っているうちは周りの先生達の対応も適切だと思いますので、不安はありませんが、これから社会に出てからの災害では、周りの認知も低く不安があります。いつもいつも親がいるわけではないので、本人の自覚も大切な事です。支援学校にいるうちに指導していただきたいですし、家族でも話し合いたいと思います。
- ・災害になると、皆大変だと思います。障がいがあればなおさらです。障がいと言っても多様で、軽度から重度…特に重度となると介護者がいないと命の危険が重なります。家（自宅）が安全ならば外には出ず、自宅で生活する方が介護者としても、体も心もまだ楽だと思います。一般の中に入って集団生活をすると、周囲に迷惑をかけないように気を遣うので心身共に負担になってしまいます。大きな災害が起きた時は、身近な人達と協力して頑張るしかないのかなと思っています。全く動く事が出来ず、話す事も出来ず、危機感も無く、体は母親と同じ位大きくなり、体の自由を制限されてしまっているの、親子だけでは…どうしようもなくなってしまふ。最悪は、「その時は覚悟するしかない」と思っている。
- ・障がい者がいる家族は、火災・地震・台風・水害などは避難する時が大変なので、怖いです。
- ・普段から障害者の子と2人なので、災害も変わらず生活したいけど…できないと思う。
- ・介助は呼吸器使用だから他人には手伝えないと思う。
- ・全介助のため、不安。どうにかしてください。
- ・母が病気になった時などが心配。孤独になる。餓死してしまう。
- ・介助が大変になってきているがヘルパーは使っていないので介助は家族しかできないだろうと思う。
- ・まだ幼いから避難も大変ではないが、今後大きくなるに連れ、不安は増すと思うが、他人の支援は重度であるため無理だと思う。
- ・学校卒業してから、どこにも行っていなく母と2人で過ごすことが多い。どこかつながりができる集まりはないだろうか…。世の中は避難者支援ばかりだ…。
- ・生活に疲れてしまう時があり、災害も何もない。
- ・ヘルパー利用もどうしたらよいかわからないし気疲れするから使わない。
- ・どうせ死ぬなら障害の子は残したくないのが本音です。
- ・正直、介護に疲れてしまい、この先どうしたらいいか…。明るい未来は、まったく見えずつらい。
- ・災害時も家族に世話になりたい。

### <その他>

- ・災害に関するアンケートを幾度となく答えています、実際に改善出来ている事はありません。是非、改善に努めていただきたいと願います。
- ・現在、地域の情報や近所との交流は同居している両親の繋がりや主人の繋がり（地元なので）、

その関係者との関わりで保っていると思う。だが現実問題として、私自身、もっと考えなければならぬ思いはあるが、一步踏み込めない部分もあり、様々な面で迷いや悩みがある。人とのつながりが大切なのはわかっているのだけれど、障害者の集いの場はないと思う…。避難者の集いは、あちこちであるが、障害者（まだ障害児ですが）が参加できる雰囲気は全くないし、参加者や運営者にも全くいない。たとえば、運営者に障害者がいれば参加しやすいし、障害児や者でも出来ないなと思っても連れていける雰囲気になるだろう。しかし、現時点で、私（父）が行っても、到底、運営者には障害者も会ったことないし。障害児や障害者が参加できるのはない。ワークショップもグループワークもできるわけない。それに障害のある児や者が参加できる情報も何もない。避難者で障害者もいることを知ってほしい。

- ・障がいを負って、まだ2年のため、情報、知識不足です。

## 4. 考 察

調査回答から、今後の災害時要援護者のマニュアルについて提案する。

### 1) 障がい者ご本人について

年齢は、茨城県立水戸特別支援学校にご協力いただいたため、幅広い年齢層からご回答いただけたため、10代は半数以上を占めている。

重複障がい児・者も半数以上であったため、重度障がい児・者からのご意見をいただけた。

障がい児・者の家庭環境に於いても、核家族が多いのも現代の世相である（厚生労働省；「国民生活基礎調査の概況」）。また“ひとり親家庭”も27世帯いた。

### 2) 東日本大震災時の様子について

質問①の回答から、障がい者の40%が自宅にいたことがわかり、そのうち、図6からも理解できるように、一般の方々は99%自宅にいた。地震発生時は平日であるが、年齢が重なるほど、介助者である親の年齢も重なり、自宅にいる時間が多くなり、外出する機会が減ることが読みとれる。

質問②の回答から、単に、避難しなくても過ごせたという理由だけでなく、障がい者であるがゆえに他人と関わりにくいという理由に分けられた。

質問③の回答から、やはり、ライフライン、物資、ガソリンがあげられているが、薬、介助、通院（病院）、衛生面、体温調整という障がい者ゆえの理由もあげられている。

### 3) 現在について

質問①の回答から、災害時要援護者の名簿または台帳（以後、「事前調査」とする）の周知が低いことが理解できる。東日本大震災から4年が過ぎようとしているにも関わらず、また

茨城県内においては、早い市町村では平成 17 年から事前調査の登載が実施されている（有賀；自治権いばらき No.112、No.114）。にも関わらず、“登録していない”という割合が 43%、“わからない”という割合も 45%であった。回答者の理由の「登録書類が一度送られてきたが、どのようにすればよいのかと思っているが、その後、誰からも連絡がなく把握できていないから。」、「行政の福祉課から書類は届いているが、内容に迷う部分があって提出していない。」、「本当に必要なのか、わからないから。」、「制度を知らない。」、「そういった登録がある事を知らない。」から、事前調査の登録方法が、障がい者に対しては、“手上げ方式”が多いことが原因であるといえる。「手上げ方式」とは、名簿等への登載を申し出たものだけを登載する方式である。茨城県内の市町村は、障がい者の登載に際して、この「手上げ方式」が多いのである。この方法では、他者の支援を受けなければ避難や災害後の生活が困難な者がリストアップされにくいのである。回答者の理由の「近所の方が調査に来ると聞いたから。」から、聞き取り調査者が民生委員であることに對し躊躇してしまうのも原因にあるといえるだろう。また民生委員によっては、障がい者と関わったことのない人もいることにより、障がい名など普段の生活に聞きなれない、あるいはわからないことも聞き取らなければならないこともある。そのことから、調査する側も調査される側も互いに信頼性は保てなくなってしまう。それらの原因により、事前調査の登載割合が低いということが理解できる。

質問②の回答から、“わからない”が半数以上の 75%もいた。回答者の「何課にいけばいいのか、わからないから。」、「役所の方の話を聞いても個人で頑張らなければいけない部分が多いと感じたから。」、「要援護者の情報は、福祉課？まちづくり課？防災課？そういうことすら知らない…。」、「施策は私たちにも必要なことを決めているのかもわからない…。」などという理由から、住民に情報が伝わっていないことが明らかになった。「災害」というキーワードならば、災害関連の担当課が担当になるが、「災害時要援護者」となると「災害+福祉」というイメージがあり、そこで、担当課がわかりにくくなり得るのであるといえる。

質問③の回答から、半数が支援者不要と回答している。その理由に、「介助できないと思うから。」、「支援者とは実際何をしてくれるのかが不明だから。」、「重度なので介助困難であるから。」、「介助慣れていない人が支援者になっても意味がないだろう…。」、「家族が支援して介助して逃げた方が早いから。」、「介護不安だから。」と介助に対する不安が多く、民生委員に対する不安もあがっている。

質問④の回答から、一部ではあるが、近隣住民や親戚と回答している一方で、家族のみという回答も約 30%いたのである。

質問⑤の回答は、茨城県立水戸特別支援学校の取り組みが反映された結果となっている。茨城県立水戸特別支援学校では、災害対策に意識がとて高く、外部者もメンバーに含め災害検討委員会を立ち上げ、個々の児童生徒に避難バックを準備し、学校用として保管もしている。そのことから、学校用の避難バック準備をしている人が多い。それに対して、準備していないとの回答も 50 人いた。

質問⑥の回答から、年間5日以下または週1回くらいのペースの外出者が多い。週1回の回答者の大部分がデイサービスや家族との買物と付け加えてくれていた。

質問⑦の回答から、調査対象が重度障がいの肢体不自由者が主な対象者であったため、福祉機器が欠かせなくなっている。

#### 4) 今後について

質問①の回答から、やはり、東日本大震災の影響により、地震がトップになった。次いで、原子力災害である。これも東日本大震災時に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響が強い。この事故により、自宅に戻れなく、自宅外での生活になったのは障がい者の家庭にとっても大きいことが理解できた。

質問②の回答から、“家族と一緒に避難生活したい”がライフラインや物資よりもトップにある。これも質問①と同様に原子力災害により、避難生活を生じられたという事実から障がい者の家庭にとっても、途轍もない衝撃であったことといえる。生活していく上で、家族の絆、家族が大切であると同時に、介助する側も介助される側も安心して生活できるスタイルを保ちたいということが反映されているだろう。

#### 5) さいごに

本音と捉えられるさまざまな思いのあるご意見をいただいた。固有名詞については伏せさせていただく。

やはり、東日本大震災の経験が引き金になっているケースや、災害に対する恐怖が大きいことが明らかになった。

原子力災害への思いも強い。避難を強いられては、自宅ごと移動できないことから障がい児者の福祉機器を含めた必要な物に支障が生じるという不安の意見が多くあったのである。

行政に対する思いでは、マニュアルの見直しがあがっていることから、身近に感じられる、且つ理解しやすいマニュアルの作成が必要になってくるといえる。

要援護者登録に関する思いでは、名簿や事前調査の理解不足や、登録している回答者からは登録しているにも関わらず、介助に対する不安の声があがっている。

障がい児・者がいることへの不安、その他についてであるが、「死」を感じさせる意見もいくつかあった。

### 5. 今後の課題と提案

大震災から4年が過ぎようとしている現在も、未だ心の傷痕は残っていることが明らかになった。そして、震災と共に発生した原子力災害が印象強いことが明らかになった。再稼働か、廃炉か、先が見えないのも影響しているといえるだろう。そしてまた、障がい者が重度で、しか

も年齢が重なればなるほど、主な介助者である親も高齢になり、介助への負担が大きくなると同時に、精神的苦痛も増してくることも明らかになった。

今回のアンケート調査から、災害時要援護者に対するマニュアルの見直しが必要になってくる。

まず、“事前調査である台帳の見直しと周知徹底”である。「災害対策基本法」が一部改正され、「避難行動要支援者」の名簿作成が義務化された。しかし、現状は、アンケート結果の回答には、“わからない”と回答された方々も多く、住民に伝わっていないという厳しい状況にあるということが理解できた。名簿登録者数の増加のためにも、事前調査である台帳の内容の見直しも必要である。

そして、“事前調査である台帳の調査方法の見直し”である。今後は、障がい者に対しても、「手上げ方式」ではない方がよいということも理解できる。そして、これまで通り、民生委員など町内活動をしている住民による調査であるならば、守秘義務の徹底化が必要である。今回のアンケート結果から、近隣の住民（地域の民生委員等）による調査への不満があげられていることから、今まで以上に守秘義務を徹底する必要がある。それにより、調査する側と調査される側の信頼性が上がる。信頼性が上がると、必ず、集計率が上がるであろう。

それと共に、“民生委員を含め住民への簡単な介助方法の研修”が必要である。介助は、決して、専門家しかできないことではない。アンケート結果から、他人へ対する“介助不安”または“介助困難”という回答が多いことによる。核家族化、障がい児・者の理解促進、介助慣れ、家族の負担軽減、他人がサポートしてくれることへの抵抗の軽減等を考慮すると、平常時から、または幼少期からヘルパーやヴォランティア等、他人との関わりを持たなければ、成人になっても、家族特に親の介助の依存に頼らざるを得なくなるからである。また親自身も他人へ任せる不安が減らないのである。そして、この悪循環は、災害時の受援にも抵抗が生じてしまうということにも繋がるであろう。

それと同時に、“民生委員を含め住民の障がい理解”も必要である。今後のインクルーシブ社会形成へのため、「障害とは？」を知り、今、一人ひとりが、何をしていくべきで、何ができるかを考え、一人ひとりが行動できることを学ぶ時である。

そして、細かい部分になるが、“避難物資の配布方法”も検討し直さなければならない。地域によっては、障がい者の家庭に避難物資を運んでくださった民生委員等もいたとのことであるが、逆に、障がい者手帳を提示しても配布してもらえなかったという要援護者家庭もある。この件については、本研究には直接の結果としては出ていないが、災害時要援護者を検討する上では重要な課題である。

さいごに、今回の調査研究から、非障がい者だけでなく、障がい者や家族の“こころのバリアフリーの促進”が必要であると強く感じた。アンケート調査の結果から、とてもさみしく、且つ、かなしいマイナス思考のご意見が多く見られた。世間は、今、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けてバリアフリーが進み、車椅子ユーザーであっても日に日に移動しやす

い社会が構築されている。しかしながら、いくら社会が発展していても、心の乏しさ、あるいはさみしさは癒えないことが理解できた。確かに、介助や介護は容易なことではないことも理解できる。連携・支援力・受援力をたかめるためにも、非障がい者、障がい者関係なく、一人ひとりの人間力の向上、それは「こころのバリアフリー」の向上に努めることである。

これらの課題提案により、今後、さらなる災害関係部局と福祉関係部局との連携が必要である。災害時の防災・減災対応の災害関係部局と要援護者に関する情報を保有する福祉関係部局が連携し、災害時の要援護者支援体制を確立することが大切である。それにより、情報が行き届かなかった障がい児・者の家庭や多くの住民への対策にも繋がってくるのである。

## 謝 辞

本研究の掲載の機会を与えてくださいました公益社団法人 茨城県地方自治研究センター理事長 吉成好信氏、副理事長 帯刀治先生・鈴木博久氏、常務理事 本田佳行氏をはじめ関係者の皆さまに感謝申し上げます。

また、調査回答にご協力いただきました茨城県立水戸特別支援学校 校長 鈴木功先生はじめ関係者の先生方・保護者の皆さま、某障害者団体の役員・理事・会員の皆さまにも感謝申し上げます。

本研究の調査・分析を進めるに際し、自薦ヘルパー 平野寿美子氏、母（敏子）が協力し支えてくれた。また、茨城大学元教授 大嶋和雄先生には、日頃から研究する大切さをご教示いただいている。皆さまに感謝をささげる。

## 参 考

有賀絵理（2013）：茨城県各自治体の災害時要援護者の現状と課題、自治権いばらきNo. 112、No. 114

有賀絵理（2014）：「災害時要援護者支援対策－こころのバリアフリーをひろげよう」（文真堂）

岩波書店（2014）：『世界』11月号 川内原発「穴だらけの避難計画」が突きつけるもの

警察庁緊急災害警備本部（2015）：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置

厚生労働省（2013）：「平成25年 国民生活基礎調査の概況」

毎日新聞（2014.10.7）：逃げられない：JCO15年・災害弱者の今／5 茨城版

毎日新聞（2014.11.30）：「大義」の断面 鹿児島版

内閣府（2005）：「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」

内閣府 HP：防災情報のページ 避難行動要支援者対策

内閣府復興庁（2014）：東日本大震災における震災関連死の死者数

# 原子力災害に備えた茨城県広域避難計画の概要

## 第1 広域避難計画の策定

- 策定の趣旨  
あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、広域的な避難先や避難経路、輸送手段など必要な事項を定めるもの
- 策定に当たっての基本的な考え方
  - ・更なる避難を避けるため避難先はUPZ外とし、避難先地域は一体的なまとまりを確保
  - ・PAZでは放射性物質放出前の全面緊急事態において直ちに避難を実施し、UPZでは放射性物質放出後、OILに基づき段階的に避難
  - ・要配慮者の避難については安全かつより迅速に行われるよう配慮
  - ・避難手段は自家用車を基本とするが、他の輸送手段についても検討

## 第2 計画の基本的事項

- 対象市町村：東海第二発電所から概ね30km圏内の14市町村、約96万人
- 避難先：県内の30市町村及び県外 \*県外の具体的な避難先は協議中
- 避難経路：高速道路や国道などの主な幹線道路を設定
- 防護措置：事故発生から放射性物質放出前  
→ 全面緊急事態でPAZでは避難、UPZでは屋内退避  
：放射性物質放出後  
→ UPZでは、OILに基づき区域を特定し、避難・一時移転等
- 避難等を適切・円滑に進めるための取組：平素から避難等に関する事項を啓発・普及

## 第3 住民の避難等に係る広報

- 広報の基本方針
  - ・情報提供は広報媒体を効果的に活用し、国、県、市町村等が連携して繰り返し定期的実施
  - ・障害者や外国人等にも配慮したわかりやすい広報の実施
- 事故の各段階に応じた広報
  - ・事故発生から放射性物質放出前の段階 → 正確な事故情報の提供、冷静な行動の呼びかけ
  - ・放射性物質放出後の段階 → 避難等の対象地域名、スクリーニング実施場所等の広報

## 第4 住民等の避難

- 一般住民
  - ・PAZでは所在場所からの避難が原則。自家用車を使用しない等の住民は一時集合所からバス等で避難。児童・生徒等は学校から避難（児童・生徒の引渡し方法はあらかじめ定めておく）
  - ・UPZでは自宅又は屋内退避場所から避難。スクリーニングを実施。
- 要配慮者
  - ・PAZの社会福祉施設の入所者等は、全面緊急事態の前の段階（施設敷地緊急事態）で避難を開始し、あらかじめ定めた施設等へ避難
  - ・在宅の避難行動要支援者は避難支援等関係者の協力を得て避難し必要に応じ福祉避難所へ
- 一時滞在者（観光客等） 一時滞在者には帰宅勧告 ○ 外国人への配慮

## 第5 複合災害への当面の対応

- ・避難先の被災状況の確認、受入れが困難な場合の避難先の確保、国への支援要請
- ・被災した道路情報等を迅速に提供

## 第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施

- 安定ヨウ素剤の配布・服用
  - ・PAZ 県は全面緊急事態において直ちに事前配布した安定ヨウ素剤の服用を指示
  - ・UPZ 県は避難対象市町村と連携し安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示
- スクリーニングの実施
  - ・県は国や指定公共機関等と連携協力してスクリーニング及び除染を実施
  - ・スクリーニングはUPZの境界周辺で実施

## 第7 避難所の開設と運営等

- ・開設・運営 避難先市町村が避難所を開設し、早期に避難元市町村へ運営を移管
- ・避難物資の確保 ・避難者名簿の作成 ・避難長期化への対応 ・要配慮者の支援 ・行政窓口の設置

## 第8 避難状況の確認

- ・住民避難の確認 ・避難者の所在確認

## 第9 今後の課題

- ・県外の避難先の確保 ・スクリーニング実施体制の確保 ・安定ヨウ素剤の配布体制 ・複合災害への対応



# 原子力災害に備えた 茨城県広域避難計画

平成27年3月  
茨 城 県

# 目 次

## 第1 広域避難計画の策定

1. 策定の趣旨
2. 計画策定に当たっての基本的な考え方
  - (1) 避難先及び避難経路等
  - (2) 住民の避難
  - (3) 要配慮者の避難
  - (4) 避難手段

## 第2 広域避難計画の基本的事項

1. 対象市町村
2. 避難先
3. 避難経路
4. 防護措置
  - (1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置
  - (2) 放射性物質放出後の防護措置
5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組

## 第3 住民の避難等に係る広報

1. 広報の基本方針
  - (1) 国，県，市町村等の連携
  - (2) 広報媒体の効果的活用
  - (3) 定期的な情報提供
  - (4) わかりやすい広報
2. 事故の各段階に応じた広報
  - (1) 事故等の発生から全面緊急事態までの広報
  - (2) 放射性物質放出後の広報

## 第4 住民等の避難

1. 一般住民の避難
  - (1) 避難の方法
    - ① P A Z 圏内
    - ② U P Z 圏内
  - (2) 避難手段
2. 要配慮者の避難
  - (1) 避難の方法
    - ① P A Z 圏内

② U P Z 圏内

(2) 避難手段

3. 一時滞在者（観光客等）の避難

(1) 帰宅勧告

(2) 帰宅できない場合の対応

4. 外国人への配慮

(1) 情報提供

(2) 相談窓口

**第5 複合災害への当面の対応**

(1) 避難先が被災した場合の対応

(2) 被災した道路情報等の提供

**第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施**

1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) P A Z 圏内

(2) U P Z 圏内

2. スクリーニングの実施

**第7 避難所の開設と運営等**

(1) 開設と運営

(2) 避難物資の確保

(3) 避難者名簿の作成

(4) 避難が長期化した場合の対応

(5) 避難所における要配慮者の支援

(6) 行政窓口の設置

**第8 避難状況の確認**

(1) 住民避難の確認

(2) 避難者の所在確認

**第9 今後の課題**

**参考資料**

- ・避難先地域の地図

# 第1 広域避難計画の策定

## 1. 策定の趣旨

本計画は、防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、広域的な避難先や避難経路、避難者の輸送手段など必要な事項を定めるものである。

## 2. 計画策定に当たっての基本的な考え方

### (1) 避難先及び避難経路等

本計画には、住民の避難が円滑に行われるよう、以下の考え方に基づき、あらかじめ避難先及び避難経路等を定める。

- ア. 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先はU P Zの区域外とし、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- イ. 一つの市町村の避難先が複数の市町村となる場合、その避難先は、一体的なまとまりを確保するよう努めるものとする。
- ウ. 避難経路は、避難する住民や車両等が錯綜しないように配慮して設定するよう努めるものとする。

### (2) 住民等の避難

P A Zを含む市町村は、放射性物質の放出前において全面緊急事態に至った場合直ちに住民の避難を実施するものとし、U P Zを含む市町村は、放射性物質の放出後O I L ※1に基づき段階的に住民の避難を実施するものとする。

※1 O I L（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）

空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則測定可能な値で表される基準

### (3) 要配慮者の避難

要配慮者※2の避難等については、安全かつより迅速に行われるよう配慮するものとする。

※2 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等

### (4) 避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、要配慮者や自家用車を持たないあるいは使用しない住民等の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討するものとする。

## 第2 広域避難計画の基本的事項

### 1. 対象市町村

避難の対象となる市町村は、次のとおりとする。

区分	市町村名	人口	対象地区
P A Z	東海村	37,438人	石神(外宿一・二, 内宿一・二, 竹瓦), 村松(宿, 照沼, 川根, 原子力機構箕輪), 白方(白方, 豊岡, 岡, 百塚, 亀下, 原子力機構百塚, 豊白, 村松北), 真崎(真崎, 舟石川三, 原子力機構荒谷台), 中丸(押延, 須和間, 舟石川中丸, 原子力機構長堀, 緑ヶ丘, 南台, フローレスタ須和間), 舟石川・船場(船場, 舟石川一・二)
	日立市	26,552人	坂下(神田町, 下土木内町, 留町, 大和田町, 石名坂町, 茂宮町, 南高野町, 久慈町5～7丁目, 大みか町6・7丁目), 久慈(久慈町1～6丁目, みなと町, 大みか町6丁目), 大みか(大みか町1～7丁目)
	ひたちなか市	14,828人	長砂, 足崎, 高野
	那珂市	1,077人	神崎(本米崎)
	小計	79,895人	
U P Z	日立市	166,577人	大みか(水木町2丁目, 森山町4・5丁目), 水木(水木町1・2丁目, 東大沼町4丁目, 森山町1～5丁目, 大沼町1・3丁目, みかの原町1・2丁目), 塙山(大久保町3・5丁目, 大久保町旧番地, 千石町4丁目, 金沢町1～3丁目, 金沢町旧番地, 塙山町1・2丁目), 金沢(金沢町3～7丁目, 金沢町旧番地, 大沼町2～4丁目, 森山町旧番地, 台原町1～3丁目, みかの原町1丁目), 大沼(東大沼町1～3丁目, 東金沢町1～5丁目, 金沢町1丁目, 大沼町1丁目), 河原子(河原子町1～4丁目, 東多賀町1～5丁目), 大久保(大久保町1.2.4丁目, 大久保町旧番地, 多賀町1～5丁目, 桜川町1～4丁目, 末広町2～4丁目, 千石町1～3丁目, 中丸町1・2丁目, 塙山町1丁目), 油繩子(鮎川町1～6丁目, 国分町1～3丁目, 諏訪町1丁目, 多賀町4・5丁目, 桜川町3丁目), 諏訪(諏訪町1～6丁目, 諏訪町旧番地, 鮎川町6丁目, 西成沢町3丁目, 桜川町4丁目, 末広町4丁目), 成沢(鮎川町5・6丁目, 東成沢町3丁目, 中成沢町1～4丁目, 西成沢町1～4丁目), 会瀬(会瀬町1～4丁目, 旭町3丁目, 幸町3丁目, 相賀町, 東成沢町1～3丁目), 助川(弁天町1～3丁目, 鹿島町1～3丁目, 城南町1～5丁目, 神峰町1・2丁目, 助川町1～5丁目, 助川町旧3番地, 会瀬町3・4丁目, 高鈴町1・2・5丁目), 中小路(旭町1・2丁目, 幸町1・2丁目, 平和町1・2丁目, 東町1・3丁目, 弁天町1丁目, 若葉町1～3丁目, 神峰町1～3, 鹿島町1丁目), 滑川(本宮町4丁目, 滑川町1～3丁目, 滑川町旧番地, 東滑川町2～5丁目, 滑川本町1～5丁目, 田尻町2丁目, かみあい町1～3丁目), 宮田(若葉町3丁目, 神峰町3・4丁目, 本宮町1～5丁目, 東町1～4丁目, 滑川町1～3丁目, 滑川町旧番地, 東滑川町1・2丁目), 仲町(宮田町1～5丁目, 宮田町旧番地, 高鈴町3～5丁目, 白銀町2・3丁目, 入四間町), 田尻(田尻町1～7丁目, 相田町1～3丁目), 日高(小木津町1～5丁目, 小木津町旧番地, 日高町1～5丁

			目), 豊浦 (川尻町 1～7 丁目, 川尻町旧番地, 砂沢町, 折笠町 1 丁目, 折笠町旧番地), 中里 (下深荻町, 中深荻町, 東河内町, 入四間町), 十王 (十王町伊師, 十王町伊師本郷, 十王町友部, 十王町友部東, 十王町城の丘, 十王町高原, 十王町黒坂, 十王町山部)
ひたちなか市	142,232 人		中根小学区(中根, 後野 1・2 丁目, 上野 2 丁目), 勝倉小学区(勝倉, 金上, 大平 1～4 丁目), 三反田小学区 (三反田, 金上), 枝川小学区 (枝川), 東石川小学区 (東石川, 中根, 東大島 1～4 丁目, 東石川 1～3 丁目, 石川町, 共栄町, 元町, 勝田中央, 表町, 春日町, 勝田泉町), 市毛小学区 (市毛, 津田), 前渡小学区 (馬渡, 新光町, 前浜), 佐野小学区 (佐和, 稲田, 高場), 堀口小学区 (武田, 勝田本町, 堀口, 勝田中原町), 高野小学区 (高場, 小貫山 1・2 丁目), 田彦小学区 (田彦, 東石川, 高場, 市毛, 堀口, 西大島 1～3 丁目, 堂端 1・2 丁目, 西光地 1～3 丁目), 津田小学区 (津田, 津田東 1～4 丁目, 市毛, 田彦, 後台), 長堀小学区 (大成町, 青葉町, 小砂町 1 丁目, 中根, 長堀町 1～3 丁目, 松戸町 1～3 丁目, 笹野町 1～3 丁目), 外野小学区 (東石川, はしかべ 1・2 丁目, 外野 1・2 丁目, 中根, 高場, 西光地 2 丁目), 湊一小学区 (海門町 1・2 丁目, 栄町 1・2 丁目, 山ノ上町, 釈迦町, 湊中央町 1・2 丁目, 湊本町, 湊泉町, 洞下町, 田中後, 幸町, 相金町, 相金, 八幡町, 東本町, 国神前, 堀川, 館山, 宇津木下, 四十発句, 曲目, 西鶴子田, 横堰, 峰後, 関戸, 獅子前, 柳沢, 美田多町, 柳が丘), 湊二小学区 (東本町, 富士ノ上, 和田町 1～3 丁目, 牛久保 1・2 丁目, 殿山町 1・2 丁目, 浅井内, ナメシ, 沢メキ, 湊中原, 廻り目, 貉谷津, 船窪, 富士ノ下, 道メキ, 和尚塚), 湊三小学区 (鍛冶屋窪, 西赤坂, 田宮原, 小谷金, 西十三奉行, 十三奉行, 鶴代, 新堤, 雨沢谷津, 赤坂, 南神敷台, 北神敷台, 烏ヶ台, 部田野, 山崎, 新光町), 平磯小学区 (平磯町, 烏ヶ台, 磯崎町, 平磯遠原町), 磯崎小学区 (磯崎町), 阿字ヶ浦小学区 (阿字ヶ浦町, 磯崎町, 新光町)
那珂市	53,163 人		神崎 (向山, 横堀, 堤, 杉), 額田 (額田東郷, 額田南郷, 額田北郷), 菅谷 (菅谷, 福田, 竹ノ内 1～4 丁目), 五台 (後台, 中台, 東木倉, 西木倉, 豊喰, 津田), 戸多 (戸, 田崎, 大内, 下江戸), 芳野 (飯田, 鴻巣, 戸崎), 木崎 (鹿島, 門部, 北酒出, 南酒出), 瓜連 (静, 下大賀, 瓜連, 中里, 古徳, 鹿島, 平野)
水戸市	268,750 人		三の丸 (三の丸 1～3 丁目, 宮町 1～3 丁目, 南町 1～3 丁目, 大町 1～3 丁目, 北見町, 泉町 1 丁目, 柵町 1・2 丁目, 根本 1 丁目, 水府町, 梅香 1・2 丁目, 桜川 1・2 丁目), 五軒 (大工町 1 丁目, 金町 1～3 丁目, 五軒町 1～3 丁目, 栄町 1・2 丁目, 備前町, 天王町, 常磐町 1・2 丁目, 八幡町, 根本 1～4 丁目, ちとせ 1 丁目, 南町 3 丁目, 泉町 1～3 丁目, 大町 3 丁目, 梅香 1・2 丁目), 新荘 (元山町 1・2 丁目, 緑町 1・2 丁目, 東原 1 丁目, 大工町 1～3 丁目, 常磐町 1・2 丁目, 松本町, 八幡町, 末広町 1～3 丁目, 新荘 1～3 丁目, 栄町 1・2 丁目, 天王町), 城東 (城東 1～5 丁目, 柵町 2・3 丁目, 東台 1・2 丁目, 東桜川, 本町 3 丁目, 若宮町, 若宮 1・2 丁目, 浜田 2 丁目), 浜田 (柳町 1・2 丁目, 東台 1 丁目, 東桜川, 本町 1～3 丁目, 渋井町,

		<p>谷田町，浜田1・2丁目，浜田町，城南2・3丁目，白梅2～4丁目，瓦谷，紺屋町，朝日町，藤柄町，宮内町，吉田，元台町，酒門町，元吉田町），常磐（末広町3丁目，愛宕町，松本町，袴塚1・2丁目，ちとせ1・2丁目，文京1丁目，上水戸1～4丁目，大工町3丁目，東原1～3丁目，西原1～3丁目，曙町，自由が丘，松が丘1・2丁目，緑町2・3丁目），緑岡（千波町，小吹町，見川町），寿（平須町，笠原町，東野町），上大野（吉沼町，東大野，西大野，坏大野，中大野），柳河（中河内町，上河内町，青柳町，柳河町），渡里（堀町，田野町，渡里町，文京1・2丁目，ちとせ2丁目），吉田（元吉田町，住吉町，吉沢町），酒門（酒門町，元吉田町，元石川町，けやき台1～3丁目），石川（堀町，石川1～4丁目，赤塚1・2丁目，東赤塚，石川町），飯富（飯富町，岩根町，藤井町，成沢町，藤が原1～3丁目），国田（田谷町，上国井町，下国井町），河和田（河和田町，河和田1丁目，萱場町），上中妻（加倉井町，大塚町，金谷町，飯島町），見川（見川1～5丁目），千波（千波町，元吉田町，米沢町，城南1丁目，中央1・2丁目，白梅1・2丁目），梅が丘（見和1～3丁目，姫子1・2丁目），双葉台（全隈町，谷津町，木葉下町，双葉台1～5丁目，中丸町，開江町），笠原（東野町，笠原町），赤塚（河和田2・3丁目），吉沢（酒門町，元吉田町，住吉町，東野町，吉沢町，米沢町），堀原（堀町，石川1丁目，新原1・2丁目，袴塚3丁目），下大野（川又町，小泉町，塩崎町，下大野町，平戸町，大串町），稲荷第一（大串町，島田町，東前2・3丁目，東前町），稲荷第二（栗崎町，百合が丘町，六反田町，東前町），大場（秋成町，大場町，下入野町，森戸町，元石川町），妻里（三湯町，中原町，杉崎町，小原町，大足町，有賀町，黒磯町，牛伏町，田島町，三野輪町，筑地町，赤尾関町），鯉淵（鯉淵町，小林町，五平町，高田町，下野町），内原（鯉淵町，筑地町，赤尾関町，小林町，内原町，三湯町，中原町）</p>
常陸太田市	54,805人	<p>太田（宮本町，内堀町，中城町，栄町，東一町，塙町，金井町，東二町，東三町，木崎一町，木崎二町，山下町，西三町，西二町，西一町，寿町），機初（幡町，三才町，西宮町，田渡町，長谷町，高貫町），西小沢（岡田町，小沢町，内田町，落合町，堅磐町，上土木内町，沢目町），幸久（上河合町，下河合町，藤田町，栗原町，島町），佐竹（磯部町，谷河原町，天神林町，稲木町），誉田（馬場町，新宿町，増井町，下大門町，上大門町，瑞龍町），佐都（里野宮町，白羽町，茅根町，常福地町，春友町），世矢（小目町，亀作町，真弓町，大森町），河内（町屋町，西河内下町，西河内中町，西河内上町），久米（久米町，薬谷町，大里町，大平町，玉造町，芦間町），郡戸（花房町，新地町，松栄町，中野町，小島町），金郷（高柿町，大方町，竹合町，箕町，下利員町，中利員町，千寿町，岩手町，宮の郷町），金砂（上利員町，下宮河内町，赤土町，上宮河内町），山田（松平町，和田町，東連地町，棚谷町，国安町），染和田（和久町，町田町，西染町，中染町，東染町，河内西町），天下野（天下野町），高倉（下高倉町，上高倉町），小里（里川町，徳田町，小妻町，小中町，大中町），賀美（折橋町，小菅町，大菅町，上深荻町）</p>

高萩市	29,812人	駅西南(本町, 大和町, 安良川, 石滝), 駅西北(春日町, 高戸(西)), 駅東(東本町, 肥前町, 有明町, 高戸(東)), 高浜(高浜町), 高萩(高萩), 秋山島名(秋山, 島名), 上手綱(上手綱), 下手綱(下手綱), 中戸川(中戸川), 大能(大能), 福平(福平)
笠間市	36,310人	東中(大橋, 池野辺, 福田), 佐城小(飯田, 石寺, 大淵), 宍戸小(平町, 大田町), 友部小(南友部, 鴻巣, 鯉淵, 五平, 美原1~4丁目), 友部2中(旭町, 随分附, 柏井), 北川根小(湯崎, 住吉, 仁古田, 長兎路, 安居), 大原小(下市原, 中市原, 上市原, 小原), 友部中(友部駅前, 八雲1丁目, 中央1・2丁目, 東平1~4丁目)
常陸大宮市	39,032人	上野小(泉, 根本, 上岩瀬, 下岩瀬, 宇留野), 村田小(下村田, 石沢, 上村田), 旧小場小(小場), 旧大場小(小野, 三美, 工業団地), 大宮北小(八田, 東野, 北塩子, 西塩子, 照田), 大宮西小(田子内町, 野中町, 袖ヶ台町, 若林), 大宮小(姥賀町, 東富町, 高渡町, 北町, 上町, 下町, 南町, 中富町, 栄町), 旧世喜小(辰ノ口, 塩原, 小倉, 富岡, 宮の郷), 大賀小(岩崎, 上大賀, 小祝, 鷹巣), 山方南小(照山, 小貫, 野上, 長沢, 長田, 照田), 御前山小(門井, 野口平, 野口, 金井), 旧伊勢畑小(下伊勢畑), 緒川小(国長, 那賀, 小瀬沢, 上小瀬, 小玉, 下小瀬), 山方小(山方, 西野内, 諸沢, 北富田), 旧家和楽青少年の家(舟生, 家和楽, 盛金), 旧檜沢小(下檜沢, 氷之沢)
鉾田市	16,889人	旭東(上釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 子生第二, 玉田, 野田), 旭南(常盤第一, 常盤第二, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 樅山), 旭北(箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神), 旭西(下鹿田, 上鹿田, 大沼, 飯田, 造谷第一, 造谷第二), 大和田(大川, 菅野谷), 徳宿(東野, 大戸), 舟木(舟木)
茨城町	33,804人	川根(南川又, 南栗崎, 野曾, 駒渡, 蕎麦原, 越安, 奥谷, 下土師, 下飯沼, 上飯沼, 飯沼, 木部, 小幡(五里峰)), 大戸(近藤, 桜の郷, 常井, 馬渡, 大戸), 長岡(前田, 小鶴, 谷田部, 長岡, 長岡(矢頭)), 石崎(上石崎, 若宮, 中石崎, 下石崎), 沼前(網掛, 宮ヶ崎, 駒場, 神宿, 海老沢, 城之内, 神谷, 南島田, 小堤), 上野合(鳥羽田, 秋葉, 上雨ヶ谷, 下雨ヶ谷, 生井沢, 小幡(五里峰以外), 下座)
大洗町	18,328人	磯浜(明神町, 東光台, 汐見ヶ丘, 一丁目, 二丁目, 仲町, 金沢町, 通町, 新町, 磯道, 五反田, 松ヶ丘, 二葉, 二葉緑, 祝町, 永町, 髭釜町, 桜道), 大貫(寺釜, 舟渡, 蔵前, 上宿, 中宿, 北清水, 富士見台, 南清水, 東北大寮, 機構大貫寮, 角一, 前原, 山場平住宅, 機構夏海寮), 神山・成田(神山, 川口, 荒谷, 浜欠, 古宿, 上宿, 中宿, 下宿, 矢場, ゆーもあ村, 干拓, 松川報国, 松川第一, 松川中部, 松川共励, 松川第二, 大谷川, 成田町)
城里町	20,753人	石塚(石塚, 那珂西, 上泉), 小松(増井, 磯野, 上入野), 西郷(上青山, 下青山, 春園, 小坂, 勝見沢), 古内(上古内, 下古内), 坏(上坏, 下坏, 粟), 北方(北方, 高久), 岩船(錫高野, 孫根, 岩船, 高根台), 沢山(高根, 阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 御前山), 小勝・大真(小勝, 大網), 塩子(塩子)
大子町	129人	盛金, 北富田
小計	880,584人	
合計	960,497人	

※ 人口は平成22年国勢調査に基づく

## 2. 避難先

各市町村の避難先は、次のとおりとする。

市町村名	避難先候補
東海村	取手市, 守谷市, つくばみらい市
日立市	県外※
ひたちなか市	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 牛久市, 稲敷市, かすみがうら市, 行方市, 小美玉市, 美浦村, 阿見町, 河内町, 利根町, 県外※
那珂市	筑西市, 桜川市
水戸市	古河市, 結城市, 下妻市, 常総市, つくば市, 坂東市, 八千代町, 五霞町, 境町, 県外※
常陸太田市	大子町, 県外※
高萩市	北茨城市, 県外※
笠間市	県外※
常陸大宮市	県外※
鉾田市	鉾田市, 鹿嶋市
茨城町	潮来市, 神栖市
大洗町	鹿嶋市, 神栖市
城里町	県外※
大子町	大子町

※ 県外の避難先については、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県と協議・調整中

## 3. 避難経路

避難するために活用する高速道路や国道などの主な幹線道路は、次のとおりとし、市町村は、この主な幹線道路を基本に、避難元から避難先までの避難経路を定めるものとする。

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
東海村	石神 外宿一・二、内宿一・二、竹瓦)	国道6号→常磐道 東海スマートIC)	取手市、守谷市、つくばみらい市
	村松 宿、照沼、川根、原子力機構箕輪)	国道245号→東水戸道路 ひたちなかIC)→常磐道	
	白方 白方、豊岡、岡、百塚、亀下、原子力機構百塚、豊白、村松北)	常陸那珂港山方線→常磐道 東海スマートIC)	
	真崎 真崎、舟石川三、原子力機構荒谷台)	常陸那珂港山方線→常磐道 東海スマートIC)	
	中丸 押延、須和間、舟石川中丸、原子力機構長堀、緑ヶ丘、南台、フローレスタ須和間)	国道245号→東水戸道路 ひたちなかIC)→常磐道	
舟石川 船場、船場、舟石川一・二)	常陸那珂港山方線→常磐道 東海スマートIC)		
日立市	坂下 留町)	国道293号→常磐道 日立南太田IC)	県外
	坂下 下土木内町、神田町)	国道6号→常磐道 日立南太田IC)	
	坂下 茂宮町、大和田町、大みか町6・7丁目)	国道6号→常磐道 日立南太田IC)	
	坂下 南高野町、石名坂町、久慈町5～7丁目)	国道293号→常磐道 日立南太田IC)	
	久慈 久慈町1～6丁目、みなと町、大みか町6丁目)	国道6号→常磐道 日立南太田IC)	
	大みか 大みか町1～7丁目、水木町2丁目、森山町4・5丁目)	国道6号→常磐道 日立南太田IC)	
	水木 水木町1・2丁目、東大沼町4丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	水木 森山町1～5丁目、大沼町1・3丁目、みかの原町1・2丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	塙山 大久保町3・5丁目、大久保町旧番地、千石町4丁目、金沢町1～3丁目、金沢町旧番地、塙山町1・2丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	金沢 金沢町3～7丁目、金沢町旧番地、大沼町2～4丁目、森山町旧番地、台原町1～3丁目、みかの原町1丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	大沼 東大沼町1～3丁目、東金沢町1～5丁目、金沢町1丁目、大沼町1丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	河原子 河原子町1～4丁目、東多賀町1～5丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	大久保 大久保町1、2、4丁目、大久保町旧番地、多賀町1～5丁目、桜川町1～4丁目、末広町2～4丁目、千石町1～3丁目、中丸町1・2丁目、塙山町1丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	油縄子 鮎川町1～6丁目、国分町1～3丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	油縄子 諏訪町1丁目、多賀町4・5丁目、桜川町3丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	諏訪 諏訪町1～6丁目、諏訪町旧番地、鮎川町6丁目、西成沢町3丁目、桜川町4丁目、末広町4丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	成沢 鮎川町5・6丁目、東成沢町3丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	成沢 中成沢町1～4丁目、西成沢町1～4丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	会瀬 会瀬町1～4丁目、旭町3丁目、幸町3丁目、相賀町、東成沢町1～3丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	助川 弁天町1～3丁目、鹿島町1～3丁目、城南町1～5丁目、神峰町1・2丁目、助川町1～5丁目、助川町旧番地)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	助川 会瀬町3・4丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	助川 高鈴町1・2・5丁目)	日立山方線→常磐道 日立中央IC)	
	中小路 旭町1・2丁目、幸町1・2丁目、平和町1・2丁目、東町1・3丁目)	国道245号→常磐道 日立北IC)	
	中小路 弁天町1丁目、若葉町1～3丁目、神峰町1～3、鹿島町1丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	滑川 本宮町4丁目、滑川町1～3丁目、滑川町旧番地、東滑川町2～5丁目)	国道6号→常磐道 日立北IC)	
	滑川 滑川本町1～5丁目、田尻町2丁目、かみあい町1～3丁目)	日立いわき線→常磐道 日立北IC)	
	宮田 若葉町3丁目、神峰町3・4丁目)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	宮田 本宮町1～5丁目、東町1～4丁目、滑川町1～3丁目、滑川町旧番地、東滑川町1・2丁目)	国道6号→常磐道 日立北IC)	
	仲町 官田町1～5丁目、宮田町旧番地)	国道6号→常磐道 日立中央IC)	
	仲町 高鈴町3～5丁目、白銀町2・3丁目、入四間町)	日立山方線→常磐道 日立中央IC)	
	田尻 田尻町1～3丁目)	日立いわき線→常磐道 日立北IC)	
	田尻 田尻町4～7丁目、相田町1～3丁目)	国道6号→常磐道 日立北IC)	
	日高 小木津町1・2丁目、日高町1丁目)	日立いわき線→常磐道 日立北IC)	
	日高 小木津町3～5丁目、小木津町旧番地、日高町2～5丁目)	国道6号→常磐道 日立北IC)	
	豊浦 川尻町1～7丁目、川尻町旧番地)	国道6号→常磐道 高萩IC)	
	豊浦 砂沢町、折笠町1丁目、折笠町旧番地)	日立いわき線→常磐道 日立北IC)	
中里 下深萩町、中深萩町、東河内町、入四間町)	日立山方線→国道349号		
十王 十王町伊師)	国道6号→常磐道 高萩IC)		
十王 十王町伊師本郷、十王町友部、十王町友部東、十王町城の丘)	日立いわき線→常磐道 高萩IC)		
十王 十王町高原、十王町黒坂)	十王里美線→国道349号		
十王 十王町山部)	日立いわき線→常磐道 高萩IC)		

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
ひたちなか市	長砂 長砂)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、かすみがうら市、行方市、小美玉市、美浦村、阿見町、河内町、利根町、県外
	中根 中根、後野 1・2丁目、上野 2丁目)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	勝倉 勝倉)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	勝倉 金上、大平 1～4丁目)	国道 245号→国道 51号→東水戸道路 水戸大洗 ㊀→常磐道	
	三反田 三反田、金上)	国道 245号→国道 51号→東水戸道路 水戸大洗 ㊀→常磐道	
	枝川 枝川)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	東石川 東石川、中根、東大島 1～4丁目、東石川 1～3丁目、石川町、共栄町、元町、勝田中央、表町、春日町、勝田泉町)	国道 245号→国道 51号→東水戸道路 水戸大洗 ㊀→常磐道	
	市毛 市毛、津田)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	前渡 馬渡、足崎、新光町、前浜)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	佐野 佐和、稲田、高場、高野)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	堀口 武田、勝田本町、堀口、勝田中原町)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	高野 高野、高場、小貫山 1・2丁目)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	高野 足崎)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	田彦 田彦、東石川、高場、市毛、堀口、西大島 1～3丁目、堂端 1・2丁目、西光地 1～3丁目)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	津田 津田、津田東 1～4丁目、市毛、田彦、後台)	国道 6号→北関東道 水戸南 ㊀→常磐道	
	長堀 大成町、青葉町、小砂町 1丁目、中根)	水戸勝田那珂湊線→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	長堀 長堀町 1～3丁目、松戸町 1～3丁目、笹野町 1～3丁目)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	外野 東石川、はしかべ 1・2丁目、外野 1・2丁目、中根、高場、足崎、西光地 2丁目)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	湊一 海門町 1・2丁目、柴町 1・2丁目、山ノ上町、釈迦町、湊中央町 1・2丁目、湊本町、湊泉町、洞下町、田中後、幸町、相金町、相金、八幡町、東本町、国神前、堀川、館山、宇津木下、四十発句、曲目、西鶴子田、横塚、峰後、関戸、獅子前、柳沢、美田多町、柳が丘)	国道 245号→国道 51号→東水戸道路 水戸大洗 ㊀→常磐道	
	湊二 東本町、富士ノ上、和田町 1～3丁目、牛久保 1・2丁目、殿山町 1・2丁目、浅井内、ナメシ、沢メキ、湊中原、廻り目、猪谷津、船窪、富士ノ下、道メキ、和尚塚)	国道 245号→国道 51号→東水戸道路 水戸大洗 ㊀→常磐道	
	湊三 観治屋窪、西赤坂、田宮原、小谷金)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	湊三 西十三奉行、十三奉行、鶴代、新堤、雨沢谷津、赤坂、南神敷台、北神敷台、烏ヶ台)	那珂湊大洗線→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	湊三 郎田野、山崎、新光町)	国道 245号→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	平磯 平磯町、烏ヶ台、磯崎町、平磯遠原町)	那珂湊大洗線→東水戸道路 ひたちなか ㊀→常磐道	
	磯崎 磯崎町)	常陸海浜公園線→常陸那珂道 ひたち海浜公園 ㊀→常磐道	
	阿字ヶ浦 阿字ヶ浦町、磯崎町、新光町)	常陸海浜公園線→常陸那珂道 ひたち海浜公園 ㊀→常磐道	
那珂市	神崎 奈米崎)	常陸那珂港山方線→常磐道 東海スマート ㊀→北関東道	筑西市、桜川市
	神崎 向山、横堤、堤、杉)	瓜連馬渡線→常磐道 那珂 ㊀→北関東道	
	額田 額田東郷、額田南郷、額田北郷)	瓜連馬渡線→常磐道 那珂 ㊀→北関東道	
	菅谷 菅谷、福田、竹ノ内 1～4丁目)	常磐道 那珂 ㊀→北関東道	
	五台 後台、中台、東木倉、西木倉、豊喰、津田)	水戸勝田那珂湊線→常磐道 水戸北スマート ㊀→北関東道	
	戸多 戸、田崎、大内、下江戸)	日立笠間線→国道 50号	
	芳野 飯田、戸崎)	パートナー→常磐道 那珂 ㊀→北関東道	
	芳野 鴻巣)	瓜連馬渡線→常磐道 那珂 ㊀→北関東道	
	木崎 鹿島、門部、北酒出、南酒出)	瓜連馬渡線→常磐道 那珂 ㊀→北関東道	
	瓜連 静、下大買、瓜連、中里、古徳、鹿島、平野)	日立笠間線→国道 50号	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
水戸市	三の丸 三の丸 1～3丁目、宮町 1～3丁目、南町 1～3丁目、大町 1～3丁目、北見町、泉町 1丁目)	国道50号→常磐道 水戸IC)	古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、坂東市、八千代町、五霞町、境町、県外
	三の丸 柵町 1・2丁目)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	三の丸 根本 1丁目、水府町、梅香 1・2丁目)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	三の丸 桜川 1・2丁目)	国道6号→北関東道 水戸南IC)	
	五軒 大工町 1丁目、金町 1～3丁目、五軒町 1～3丁目、栄町 1・2丁目、備前町、天王町、常磐町 1・2丁目、八幡町、根本 1～4丁目、ちとせ 1丁目、南町 3丁目、泉町 1～3丁目、大町 3丁目、梅香 1・2丁目)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	新荘 元山町 1・2丁目、緑町 1・2丁目、東原 1丁目、大工町 1～3丁目、常磐町 1・2丁目)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	新荘 松本町、八幡町、末広町 1～3丁目、新荘 1～3丁目、栄町 1・2丁目、天王町)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	城東 城東 1～5丁目、柵町 2・3丁目、東台 1・2丁目、東桜川、本町 3丁目、若宮町、若宮 1・2丁目、浜田 2丁目)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	浜田 柳町 1・2丁目、東台 1丁目、東桜川、本町 1～3丁目、洗井町、谷田町、浜田 1・2丁目、浜田町)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	浜田 城南 2・3丁目、白梅 2～4丁目、瓦谷、紺屋町、朝日町、藤柄町、宮内町、吉田、元台町、酒門町、元吉田町)	国道6号→北関東道 水戸南IC)	
	常磐 末広町 3丁目、愛宕町、松本町、袴塚 1・2丁目、ちとせ 1・2丁目、文京 1丁目)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	常磐 止水戸 1～4丁目、大工町 3丁目、東原 1～3丁目、西原 1～3丁目、曙町、自由が丘、松が丘 1・2丁目、緑町 2・3丁目)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	緑岡 千波町、小吹町、見川町)	玉里水戸線→北関東道 茨城西IC)	
	寿 平須町、笠原町、東野町)	玉里水戸線→北関東道 茨城西IC)	
	上大野 吉沼町、東大野、西大野、坏大野、中大野)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	柳河 中河内町、上河内町、青柳町、柳河町)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	渡里 堀町、田野町)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	渡里 渡里町、文京 1・2丁目、ちとせ 2丁目)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	吉田 元吉田町、住吉町、吉沢町)	国道6号→北関東道 水戸南IC)	
	酒門 酒門町、元吉田町、元石川町、けやき台 1～3丁目)	国道6号→北関東道 水戸南IC)	
	石川 堀町、石川 1～4丁目、赤塚 1・2丁目、東赤塚、石川町)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	飯富 飯富町、岩根町、藤井町、成沢町、藤が原 1～3丁目)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	国田 田谷町、上国井町、下国井町)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	河和田 河和田町、河和田 1丁目、萱場町)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	上中妻 加倉井町、大塚町、金谷町)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	上中妻 飯島町)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	見川 見川 1～5丁目)	玉里水戸線→北関東道 茨城西IC)	
	千波 千波町、元吉田町、米沢町、城南 1丁目、中央 1・2丁目、白梅 1・2丁目)	長岡水戸線→北関東道 茨城町東IC)	
	梅が丘 見和 1～3丁目、姫子 1・2丁目)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	双葉台 金隈町、谷津町、木葉下町)	国道50号→北関東道 笠間西IC)	
	双葉台 双葉台 1～5丁目、中丸町、開江町)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	笠原 東野町、笠原町)	長岡水戸線→北関東道 茨城町東IC)	
	赤塚 河和田 2・3丁目)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	吉沢 酒門町、元吉田町、住吉町、東野町、吉沢町、米沢町)	長岡水戸線→北関東道 茨城町東IC)	
	堀原 堀町、石川 1丁目、新原 1・2丁目)	国道50号→常磐道 水戸IC)	
	堀原 袴塚 3丁目)	国道123号→常磐道 水戸北スマー IC)	
	下大野 川又町、小泉町、塩崎町、下大野町、平戸町、大串町)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	稲荷第一 大串町、島田町、東前 2・3丁目、東前町)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	稲荷第二 栗崎町、百合が丘町、六反田町、東前町)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	大場 秋成町、大場町、下入野町、森戸町)	国道51号→東水戸道路 水戸大洗IC)	
	大場 元石川町)	国道6号→北関東道 水戸南IC)	
	妻里 三湯町、中原町、杉崎町、小原町、大足町、有賀町、黒磯町、牛伏町、田島町、三野輪町)	国道50号→北関東道 笠間西IC)	
	妻里 筑地町、赤尾関町)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	鯉淵 鯉淵町、小林町、五平町、高田町、下野町)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	内原 鯉淵町、筑地町、赤尾関町、小林町、内原町)	水戸岩間線→常磐道 友部スマー IC)	
	内原 三湯町、中原町)	国道50号→北関東道 笠間西IC)	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
常陸太田市	太田 官本町, 内堀町, 中城町, 栄町, 東一町, 塙町, 金井町, 東二町, 東三町, 木崎一町, 木崎二町, 山下町, 西三町, 西二町, 西一町, 寿町)	国道 349号	大子町, 県外
	機初 幡町, 三才町, 西宮町, 田渡町, 長谷町, 高貴町)	国道 349号	
	西小沢 岡田町, 小沢町)	国道 293号—国道 349号	
	西小沢 内田町, 落合町, 堅磐町, 上土木内町, 沢目町)	下土木内常陸太田線—国道 349号	
	幸久 止河合町, 下河合町, 藤田町, 粟原町, 島町)	和田上河合線—国道 349号	
	佐竹 磯部町, 谷河原町)	国道 349号	
	佐竹 天神林町, 稲木町)	日立笠間線—国道 349号	
	菅田 馬場町, 下大門町, 上大門町, 瑞龍町)	国道 349号	
	菅田 新宿町, 増井町)	常陸太田那須烏山線—国道 349号	
	佐都 里野宮町, 常福地町, 春友町)	国道 349号	
	佐都 白羽町, 茅根町)	日立常陸太田線—国道 349号	
	世矢 小目町)	国道 293号—国道 349号	
	世矢 亀作町, 真弓町)	日立笠間線—国道 349号	
	世矢 大森町)	亀作石名坂線—国道 349号	
	河内 町屋町, 西河内下町, 西河内中町, 西河内上町)	国道 349号	
	久米 久米町, 葉谷町, 大里町, 大平町)	国道 293号—国道 118号	
	久米 匠造町, 戸間町)	常陸太田大子線—国道 118号	
	郡戸 花房町)	国道 293号—国道 118号	
	郡戸 新地町, 松栄町, 中野町, 小島町)	常陸那珂港山方線—国道 118号	
	金郷 高柿町, 大方町, 竹合町, 箕町, 下利員町, 中利員町, 千寿町, 岩手町)	常陸太田那須烏山線—国道 118号	
	金郷 宮の郷町)	国道 293号—国道 118号	
	金砂 止利員町, 下宮河内町, 赤土町, 上宮河内町)	常陸太田那須烏山線—国道 118号	
	山田 松平町, 和田町, 東連地町, 棚谷町, 国安町)	常陸太田大子線—国道 118号	
	染和田 和久町, 町田町, 西染町, 中染町)	常陸太田大子線—国道 118号	
	染和田 東染町, 河内西町)	日立山方線—国道 118号	
	天下野 天下野町)	常陸太田大子線—国道 118号	
	高倉 下高倉町, 上高倉町)	常陸太田大子線—国道 118号	
	小里 里川町)	北茨城大子線—国道 349号	
	小里 徳田町, 小妻町, 小中町, 大中町)	国道 349号	
賀美 折橋町, 小菅町, 大菅町, 上深荻町)	国道 349号		
高萩市	駅西南 本町, 大和町, 安良川, 石滝)	高萩インター線—常磐道 高萩IC)	北茨城市, 県外
	駅西北 春日町, 高戸 西))	高萩インター線—常磐道 高萩IC)	
	駅東 東本町, 肥前町, 有明町, 高戸 東))	国道 6号	
	高浜 高浜町)	国道 6号	
	高萩 高萩)	高萩インター線—常磐道 高萩IC)	
	秋山島名 秋山, 島名)	高萩インター線—常磐道 高萩IC)	
	上手綱 止手綱)	高萩インター線—常磐道 高萩IC)	
	下手綱 下手綱)	高萩インター線—常磐道 高萩IC)	
	中戸川 中戸川)	国道 461号—日立いわき線	
	大能 大能)	国道 461号—日立いわき線	
	福平 福平)	国道 461号—日立いわき線	
笠間市	東中 大橋, 池野辺, 福田)	日立笠間線—国道 50号—北関東道 笠間IC)	県外
	佐城小 飯田, 石寺)	笠間緒川線—国道 50号—北関東道 笠間IC)	
	佐城小 大洲)	国道 50号—北関東道 笠間西IC)	
	尖戸小 平町, 大田町)	国道 355号—北関東道 友部IC)	
	友部小 南友部, 鴻巣, 鯉淵, 五平, 美原 1~4丁目)	北関東道 友部IC)	
	友部 2中 旭町, 随分附, 柏井)	常磐道 友部スマートIC)—北関東道	
	北川根小 湯崎, 住吉, 仁古田, 長兎路, 安居)	常磐道 友部スマートIC)—北関東道	
	大原小 下市原, 中市原, 上市原, 小原)	国道 50号—北関東道 笠間西IC)	
	友部中 友部駅前, 八雲 1丁目, 中央 1・2丁目, 東平 1~4丁目)	北関東道 友部IC)	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
常陸大宮市	上野小 泉, 根本, 上岩瀬, 下岩瀬, 宇留野)	国道118号→国道461号	県外
	村田小 下村田, 石沢, 上村田)	国道118号→国道461号	
	旧小場小 小場)	長沢水戸線→国道123号	
	旧大場小 小野, 三美, 工業団地)	常陸大宮御前山線→国道123号	
	大宮北小 八田)	ピーライン→国道293号	
	大宮北小 東野)	長沢水戸線→国道123号	
	大宮北小 北塩子)	国道293号	
	大宮北小 西塩子, 照田)	門井山方線→国道293号	
	大宮西小 田子内町, 野中町)	国道293号	
	大宮西小 袖ヶ台町, 若林)	常陸大宮御前山線→国道123号	
	大宮小 姥賀町, 東富町, 高渡町, 北町, 上町, 下町, 南町, 中富町, 栄町)	国道118号→国道461号	
	旧世喜小 辰ノ口, 塩原, 小倉, 富岡, 宮の郷)	国道118号→国道461号	
	大賀小 岩崎, 上大賀, 小祝, 鷹巣)	国道118号→国道461号	
	山方南小 照山, 小貴, 野上, 長沢, 長田)	国道118号→国道461号	
	山方南小 照田)	門井山方線→国道293号	
	御前山小 門井, 野口平)	那須烏山御前山線→国道123号	
	御前山小 野口, 金井)	国道123号	
	旧伊勢畑小 下伊勢畑)	国道123号	
	緒川小 国長, 那賀)	笠間緒川線→国道123号	
	緒川小 小瀬沢, 上小瀬)	国道293号	
緒川小 小玉, 下小瀬)	那須烏山御前山線→国道293号		
山方小 山方, 西野内, 諸沢, 北富田)	国道118号→国道461号		
旧家和楽青少年の家 舟生, 家和楽, 盛金)	国道118号→国道461号		
旧檜沢小 下檜沢)	常陸太田那須烏山線→国道293号		
旧檜沢小 氷之沢)	下檜沢上小瀬線→国道293号		
鉾田市	旭東 止釜, 沢尻, 荒地, 造谷第三, 三和, 子生, 玉田, 野田)	国道51号	鉾田市, 鹿嶋市
	旭東 子生第二)	下太田鉾田線	
	旭南 常盤第一, 勝下新田, 冷水, 西勝下, 勝下, 桜山)	国道51号	
	旭南 常盤第二)	下太田鉾田線	
	旭北 箕輪東, 箕輪西, 下太田, 上太田, 田崎, 和岡, 大神)	下太田鉾田線	
	旭西 下鹿田, 造谷第一, 造谷第二)	下太田鉾田線	
	旭西 止鹿田, 大沼, 飯田)	鉾田茨城線	
	徳宿 東野, 大戸)	下太田鉾田線	
	舟木 舟木)	鉾田茨城線	
	大和田 次川, 菅野谷)	鉾田茨城線	
茨城町	川根 南川又, 南栗崎, 野曾, 駒渡, 蕎麦原, 越安)	大洗友部線→茨城鹿島線	潮来市, 神栖市
	川根 奥谷)	茨城鹿島線	
	川根 下土師, 下飯沼, 上飯沼, 飯沼, 木部, 小幡 五里峰))	茨城岩間線→茨城鹿島線	
	大戸 近藤, 桜の郷, 常井, 馬渡, 大戸)	内原塩崎線→国道6号→茨城鹿島線	
	長岡 前田, 小鶴)	国道6号→茨城鹿島線	
	長岡 谷田部)	長岡大洗線→水戸神栖線	
	長岡 長岡)	内原塩崎線→水戸神栖線	
	長岡 長岡 矢頭))	水戸神栖線	
	石崎 止石崎)	水戸神栖線	
	石崎 若宮)	内原塩崎線→水戸神栖線	
	石崎 中石崎)	中石崎水戸線→水戸神栖線	
	石崎 下石崎)	長岡大洗線→水戸神栖線	
	沼前 綱掛, 宮ヶ崎, 駒場, 神宿)	大洗友部線→水戸神栖線	
	沼前 海老沢, 城之内)	水戸神栖線	
	沼前 神谷, 南島田, 小堤)	茨城鹿島線	
	上野合 鳥羽田, 秋葉, 上雨ヶ谷, 下雨ヶ谷, 生井沢)	茨城鹿島線	
	上野合 小幡 五里峰以外), 下座)	宮ヶ崎小幡線→茨城鹿島線	

避難元市町村	地区名	主な幹線道路	避難先市町村
大洗町	磯浜 明神町, 東光台, 汐見ヶ丘, 一丁目, 二丁目, 仲町, 金沢町, 通町, 新町, 磯道, 五反田, 松ヶ丘, 二葉, 二葉緑, 祝町, 永町)	水戸銚田佐原線→国道51号	鹿嶋市, 神栖市
	磯浜 髭釜町, 桜道)	長岡大洗線→国道51号	
	大貫 寺釜, 舟渡, 蔵前, 上宿)	長岡大洗線→国道51号	
	大貫 中宿, 北清水, 富士見台, 南清水, 東北大寮, 機構大貫寮, 角一, 前原, 山場平住宅, 機構夏海寮)	国道51号	
	神山 成田 神山, 川口, 荒谷, 浜欠, 古宿, 上宿, 中宿, 下宿, 矢場, ゆ一もあ村, 干拓, 松川報国, 松川第一, 松川中部, 松川共助, 松川第二, 大谷川, 成田町)	国道51号	
城里町	石塚 石塚, 那珂西, 上泉)	国道123号	県外
	小松 増井, 磯野, 上入野)	石岡城里線→国道123号	
	西郷 止青山, 春園, 小坂, 勝見沢)	日立笠間線→水戸茂木線	
	西郷 下青山)	日立笠間線→水戸茂木線	
	古内 止古内, 下古内)	水戸茂木線→国道123号	
	坏 止坏, 粟)	国道123号	
	坏 下坏)	日立笠間線→国道123号	
	北方 北方, 高久)	阿波山徳蔵線→国道123号	
	岩船 錫高野)	阿波山徳蔵線→国道123号	
	岩船 孫根, 岩船, 高根台)	国道123号	
	沢山 高根, 阿波山, 下阿野沢, 上阿野沢, 御前山)	国道123号	
	小勝 大真 小勝, 大綱)	水戸茂木線→国道123号	
	塩子 塩子)	水戸茂木線→国道123号	
大子町	盛金, 北富田	諸沢西金停車場線→国道118号	大子町

## 4. 防護措置

県及び市町村は、住民等が速やかにUPZの区域外に避難できるよう、防護措置を実施するものとする。

### (1) 事故等の発生から放射性物質放出までの防護措置

原子力施設の緊急事態区分（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）に応じた防護措置を段階的に実施するものとする。

#### ① PAZ圏内

- 施設敷地緊急事態要避難者については、警戒事態の段階において避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階において避難を開始するものとする。
- 住民等については、施設敷地緊急事態の段階において避難準備を開始し、全面緊急事態の段階において避難を開始するものとする。

#### ② UPZ圏内

- 要配慮者については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始するとともに避難先及び輸送手段を確保するなど避難準備を開始するものとする。
- 住民等については、施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。

【緊急事態区分に応じた防護措置のフロー】



※ 1 施設敷地緊急事態要避難者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・自ら避難することが困難な要配慮者で、避難の実施により健康リスクが高まらない者
- ・安定ヨウ素剤を事前配布されていない者
- ・安定ヨウ素剤の服用が不適切な者

【緊急事態区分及びその判断基準となるEAL※2】

緊急事態区分	判断基準となるEALの例
警戒事態	・本県において震度6弱以上の地震が発生した場合
	・原子炉運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失
	・原子炉停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下
施設敷地緊急事態	・原子炉冷却剤の漏えい
	・給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動
	・全ての交流電源喪失（5分以上継続）
全面緊急事態	・原子炉の非常停止が必要な場合において原子炉を停止する全ての機能が喪失
	・全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能
	・全ての非常用直流電源喪失（5分以上継続）

※ 2 EAL (Emergency Action Level：緊急時活動レベル)

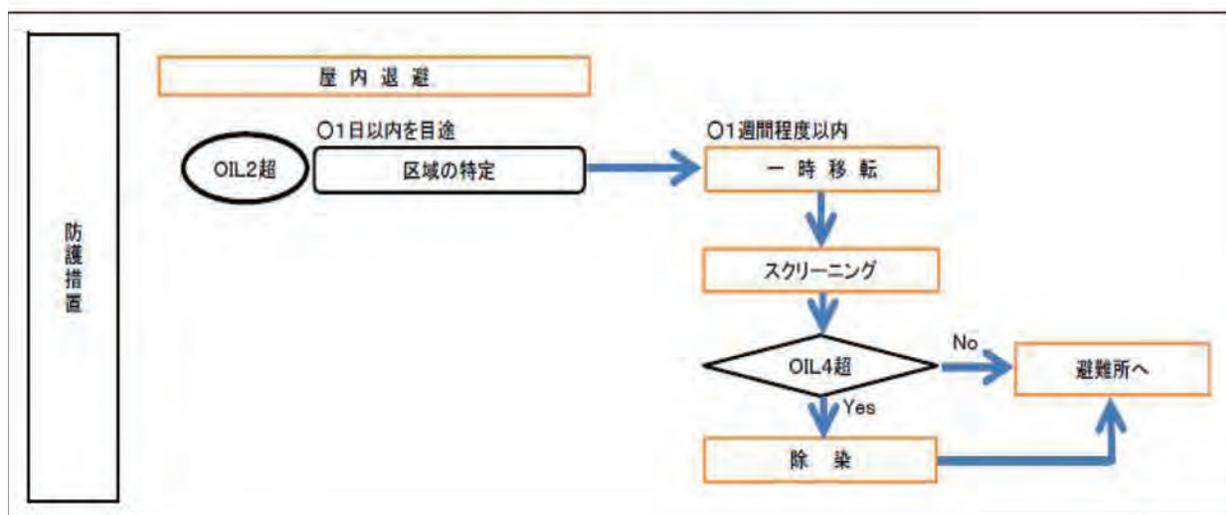
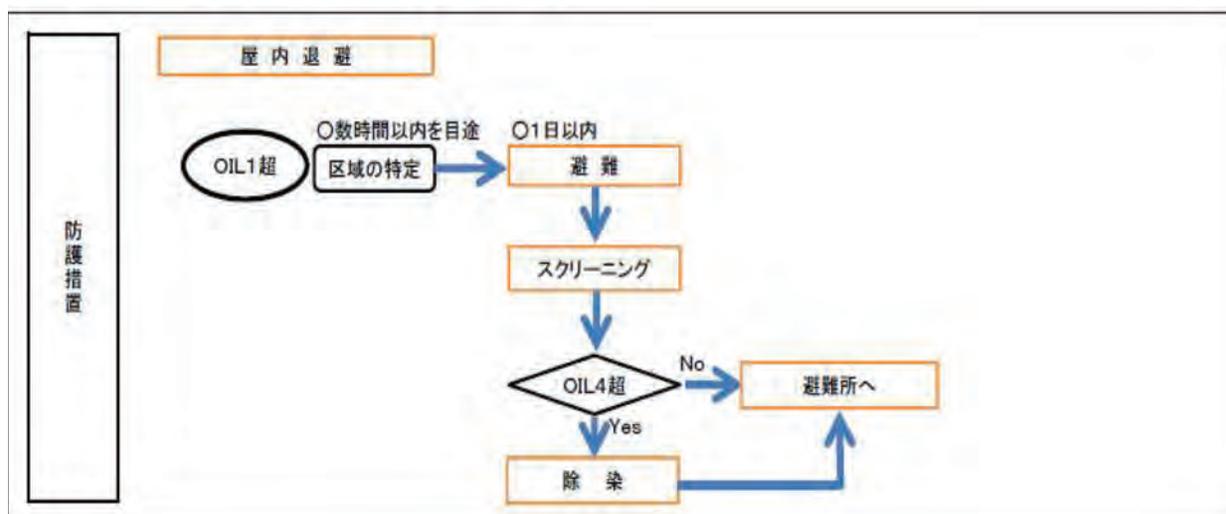
緊急事態区分（警戒事態，施設敷地緊急事態，全面緊急事態）に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準

(2) 放射性物質放出後の防護措置

UPZ圏内では、緊急時モニタリングによる空間放射線量率等の測定結果をOILの基準に照らし、下表のとおり必要な防護措置を実施するものとする。

基準の種類	空間放射線量率等	必要な防護措置
OIL1	500 $\mu$ Sv/ h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
OIL2	20 $\mu$ Sv/ h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
OIL4	$\beta$ 線：40,000 c p m (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染

【OILに応じた防護措置のフロー】



## 5. 避難等を適切かつ円滑に進めるための取組

県及び市町村は、避難の対象地域の住民はもとより、避難の受入先となる地域の住民に対して、平素から次の項目の普及・啓発に努め、住民の避難等が適切かつ円滑に進むよう努めるものとする。

### ア. 避難対象地域の住民に対する項目

- ・ 地区ごとの避難先，一時集合所，避難経路，スクリーニング実施場所
- ・ 避難手段，避難や屋内退避を行う時期や方法
- ・ 安定ヨウ素剤の正しい服用方法
- ・ 避難所での生活方法，携行すべき物品
- ・ 原子力災害時の情報入手の方法，問い合わせ窓口
- ・ 放射線に関する正しい知識 など

### イ. 避難受入先の住民に対する項目

- ・ 受入れの対象となる避難元地域，避難所の場所，避難経路，スクリーニング実施場所
- ・ 放射線に関する正しい知識 など

## 第3 住民の避難等に係る広報

### 1. 広報の基本方針

#### (1) 国，県，市町村等の連携

事故発生時の住民の混乱を防止するため，住民への情報提供，勧告，指示の伝達，報道機関への情報提供に関し，国，県，市町村，防災関係機関及び事故発生事業者は密接に連携し迅速に広報を行うものとする。

#### (2) 広報媒体の効果的活用

災害や防災に関する情報提供は，防災行政無線，広報車，テレビ・ラジオ，緊急速報メール，ホームページ，SNS等を効果的に活用するものとする。

#### (3) 定期的な情報提供

情報の空白期間が生じることによる流言飛語や様々な混乱の発生等を防止するため，特段の状況変化がなくても，繰り返し定期的に情報提供を行うものとする。

#### (4) わかりやすい広報

情報提供に際しては，情報の発信元を明確にし，わかりやすい広報を心がけるとともに，視聴覚障害者や外国人等にも配慮し，報道機関等の協力を得て，テレビやラジオ等における字幕や文字放送，外国語による放送等を活用するものとする。

### 2. 事故の各段階に応じた広報

#### (1) 事故等の発生から全面緊急事態までの広報

県及び市町村は，正確な事故情報を迅速に提供するとともに，冷静な行動を呼びかけるものとする。

#### (2) 放射性物質放出後の広報

県及び市町村は，避難や屋内退避等の対象となる地域名を重点的に広報するとともに，スクリーニング実施場所，安定ヨウ素剤の配布場所等の情報を提供するものとする。

## 第4 住民等の避難

### 1. 一般住民の避難

#### (1) 避難の方法

##### ① P A Z 圏内

避難の指示があったときに所在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために自宅に戻ることは妨げないものとする。

##### ・ 自宅

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等による避難

##### ・ 学校等

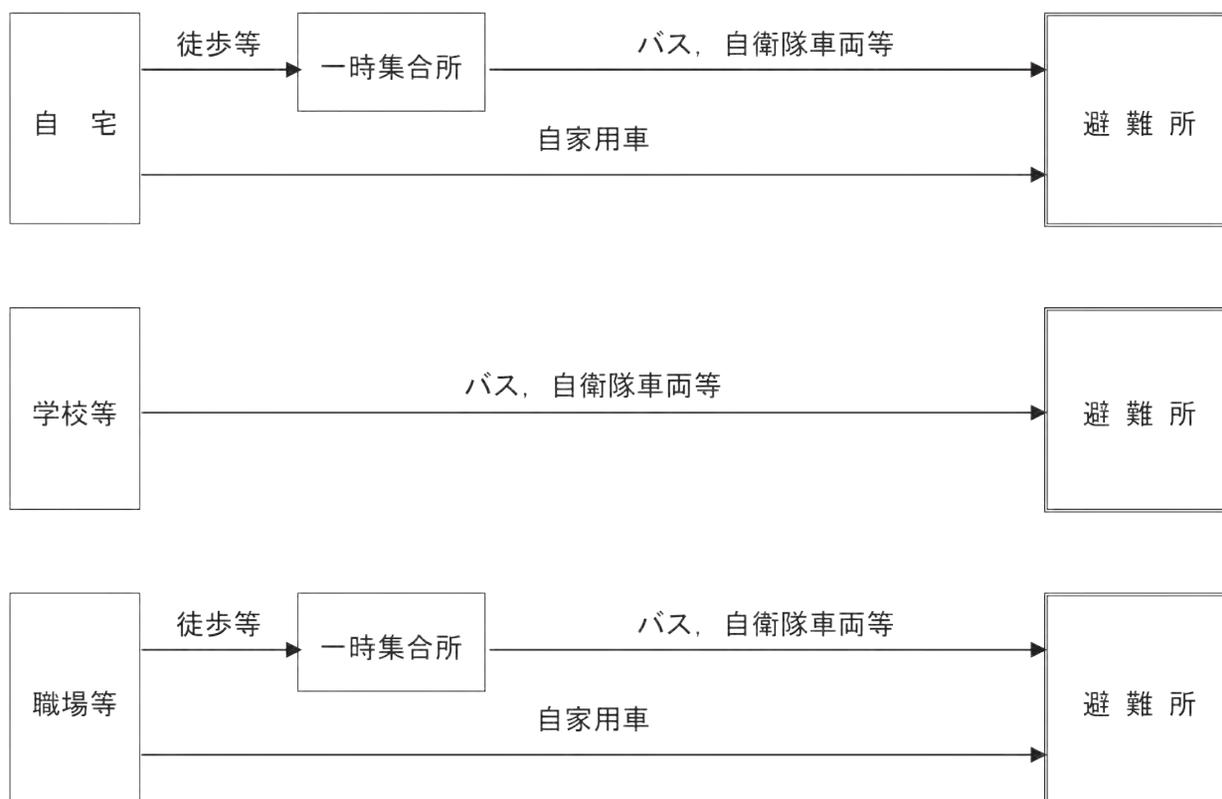
児童、生徒等が学校にいる場合はバス等による避難

なお、学校等の施設管理者は、児童・生徒等の保護者への引き渡し方法について、あらかじめ定めておくものとする。

##### ・ 職場等

自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等による避難

#### 【避難のフロー】

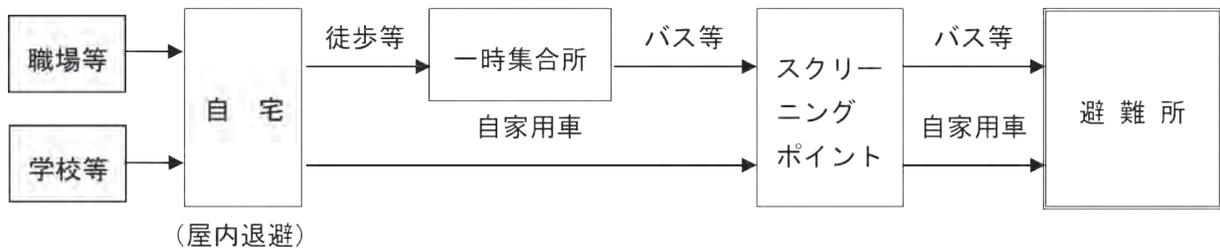


## ② U P Z 圏内

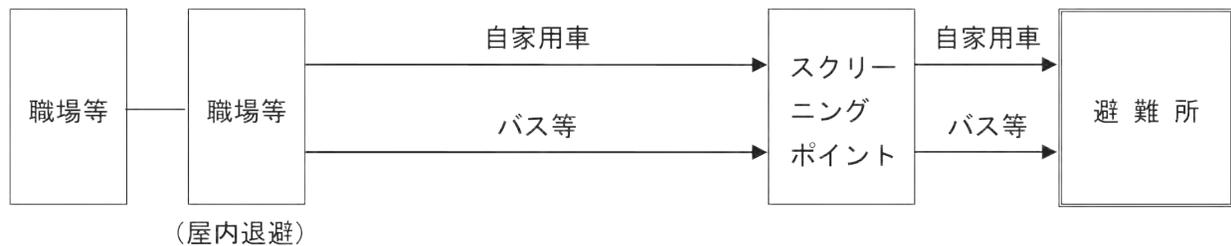
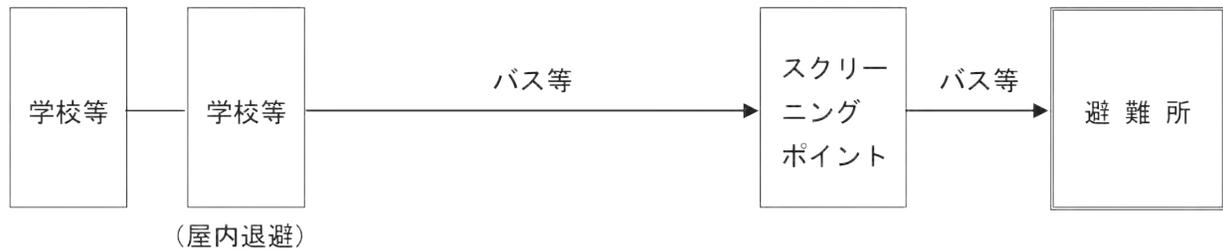
- ・屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。  
また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。
- ・避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。
- ・自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、小学校区単位等に設けた一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。
- ・避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、スクリーニングを実施するものとする。

### 【避難のフロー】

#### ○原則



#### ○帰宅が困難な場合



## (2) 避難手段

避難手段については、自家用車を基本とする。また、自家用車を持たないあるいは使用しない住民の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、自衛隊車両等を充てるほか、鉄道、フェリーなどあらゆる手段を検討するものとする。

## 2. 要配慮者の避難

### (1) 避難の方法

#### ① P A Z 圏内

施設敷地緊急事態要避難者は、警戒事態の段階において避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階において避難を開始するものとする。なお、事態の進展等により避難より屋内退避が優先される場合は、屋内退避を実施するものとする。

#### ・ 社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は、県及び避難元市町村と連携しつつ、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、入所者は社会福祉施設等へ避難

#### ・ 病院等入院患者

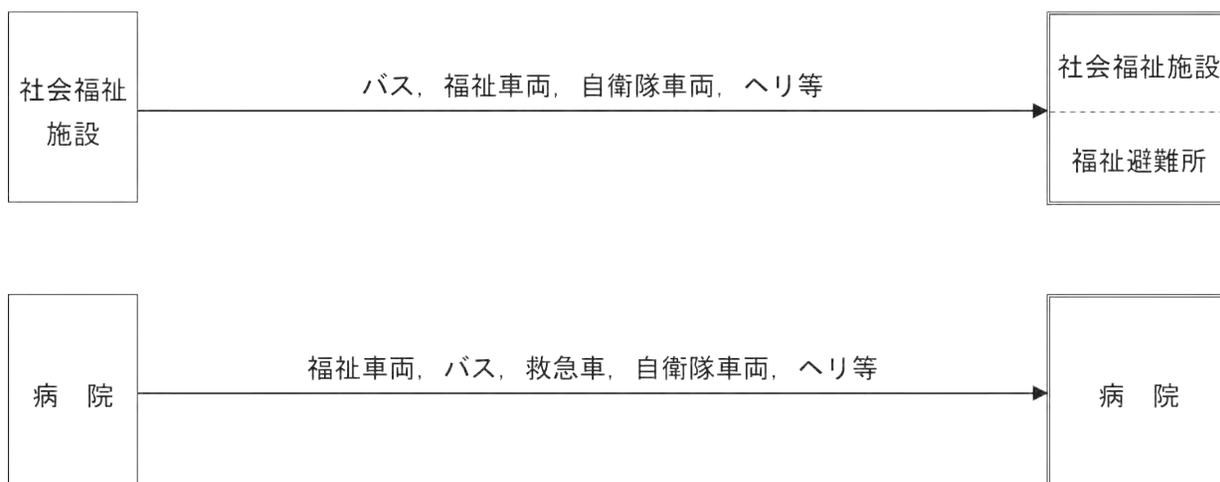
病院等医療機関の管理者は、県及び避難元市町村と連携しつつ、あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、準備が整い次第、入院患者は病院等へ避難

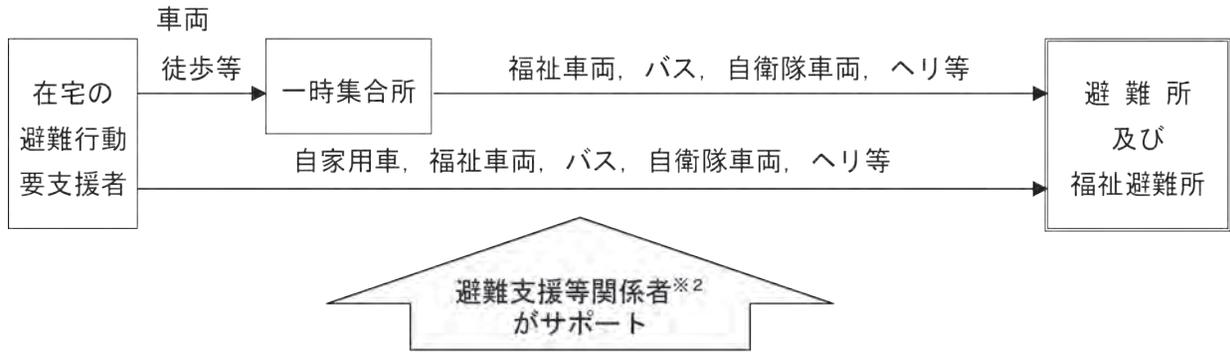
#### ・ 在宅の避難行動要支援者※ 1

避難支援等関係者の協力を得て、あらかじめ定められた個別計画等に基づき一般の避難所へ避難し、必要に応じて福祉避難所へ避難

※ 1 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

### 【避難のフロー】





※2 消防機関，県警察，民生委員，市町村社会福祉協議会，自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

## ② UPZ圏内

避難，一時移転等の指示が発せられた場合には，次のとおり避難を開始するものとする。

### ・社会福祉施設等入所者

社会福祉施設等の管理者は，県及び避難元市町村と連携しつつ，あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し，準備が整い次第入所者を社会福祉施設等へ避難

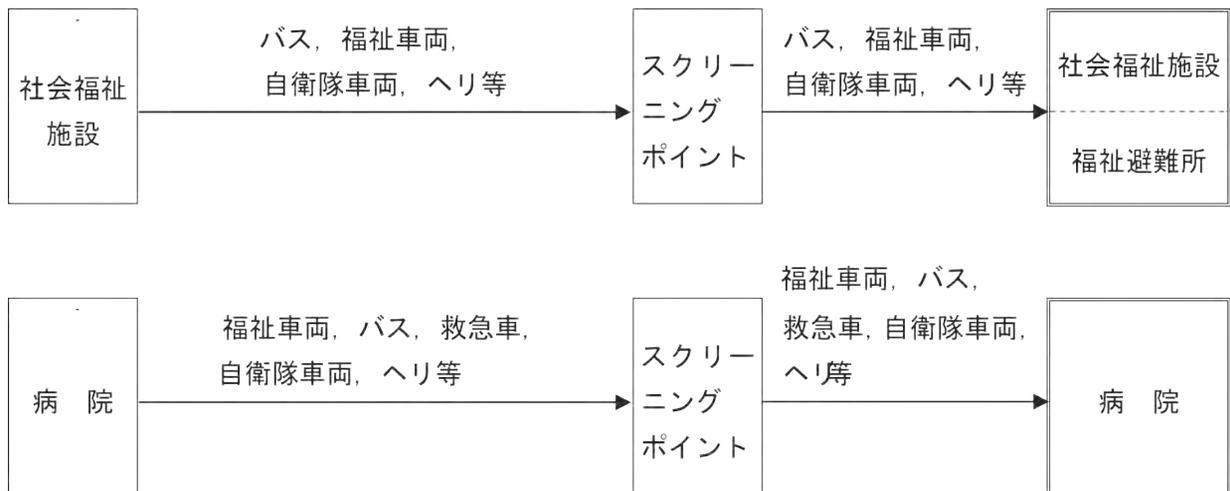
### ・病院等入院患者

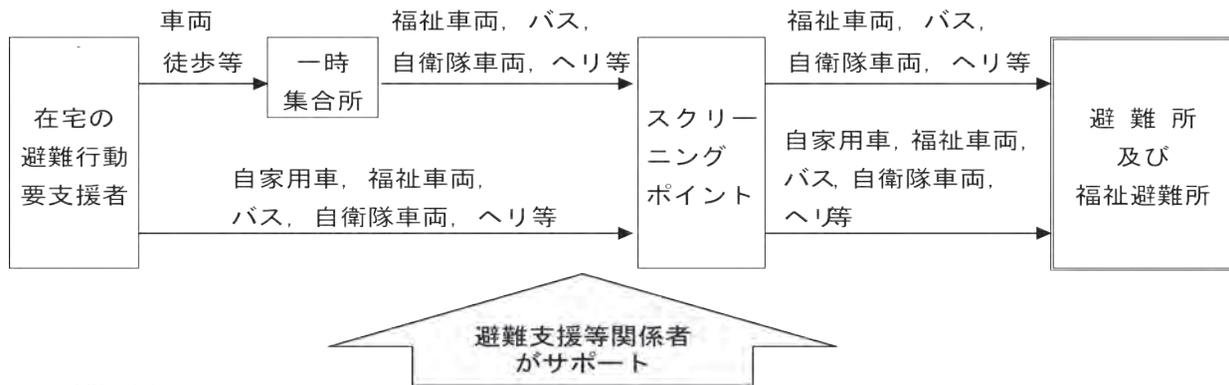
病院等医療機関の管理者は，あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し，準備が整い次第入院患者を病院等へ避難

### ・在宅の避難行動要支援者

避難支援等関係者の協力を得て，あらかじめ定められた個別計画等に基づき一般の避難所へ避難し，必要に応じて福祉避難所へ避難

## 【避難のフロー】





## (2) 避難手段

- ア. 社会福祉施設、病院等は、あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。
- イ. 県及び市町村は、国や関係機関の協力を得て、社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力するものとする。
- ウ. 県は、自主防災組織、ボランティア等の協力に加え、警察、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等とあらかじめ協議し、要配慮者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。
- エ. 市町村は、あらかじめ登録されている在宅の避難行動要支援者の避難支援を、避難支援等関係者の協力を得て行うものとする。

## 3. 一時滞在者（観光客等）の避難

### (1) 帰宅勧告

県及び市町村は、観光客等一時滞在者に対して、施設敷地緊急事態の段階で帰宅することを勧告し、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

### (2) 帰宅できない場合の対応

避難が指示された段階で帰宅等できない場合は、最寄りの一時集合所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

## 4. 外国人への配慮

### (1) 情報提供

県及び市町村は、東海第二発電所の事故の状況、避難・屋内退避指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行うものとする。

### (2) 相談窓口

外国人からの問い合わせ等に対応するため、県は関係機関と連携して相談窓口を設置し総合的な相談に応じるものとする。

## 第5 複合災害への当面の対応

### (1) 避難先が被災した場合の対応

- ア. 県及び市町村は、避難先の被災状況及び避難の受入れが可能かどうかの確認を早急に行うものとする。
- イ. 県及び市町村は、避難先地域が被災し避難の受入れが困難となった場合には、国や関係自治体と協議し一時的な避難先の確保に努めるものとする。
- ウ. 避難先地域が被災した場合において、早期に第2の避難先を確保するため、県及び市町村は国に支援を要請するものとする。

### (2) 被災した道路情報等の提供

- 県及び市町村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、迅速に提供するものとする。

## 第6 安定ヨウ素剤の配布・服用及びスクリーニングの実施

### 1. 安定ヨウ素剤の配布・服用

#### (1) P A Z 圏内

- ア. 施設敷地緊急事態の時点において、安定ヨウ素剤が事前に配布された住民に対し、防災無線や広報車等を用いて安定ヨウ素剤を手元に置くように指示するものとする。
- イ. 安定ヨウ素剤の服用不適切者や3歳未満の乳幼児（乳幼児に同伴する保護者を含む。）、丸剤の服用が困難な者は、安定ヨウ素剤を服用せず、施設敷地緊急事態で避難するものとする。
- ウ. 全面緊急事態に至った時点で、県は避難対象区域を含む市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、直ちに安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。
- エ. 事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない住民や一時滞在者については、避難の際に市町村から追加配布される安定ヨウ素剤を服用し避難するものとする。

#### (2) U P Z 圏内

- ア. 県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとする。
- イ. 安定ヨウ素剤の配布については、複数の受け渡し窓口を設けるなど、避難・服用自体を遅延させない工夫や、被ばくを避けるための方策を講じるものとする。

ウ. 避難が指示された段階で帰宅等できない一時滞在者は、最寄りの一時集合所から住民とともに避難する際に、備蓄されている安定ヨウ素剤を服用するものとする。

## 2. スクリーニングの実施

ア. スクリーニングは、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行うものとする。

イ. 県は、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い住民等のスクリーニング及び除染を行うものとする。

ウ. スクリーニングの対象は、避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前にスクリーニング実施場所を通過する住民を除く。）及びその携行物品等とする。

エ. スクリーニング実施場所については、避難指示を受けた住民が避難所まで移動する経路に面する原子力災害対策重点区域の境界周辺を基本にあらかじめ選定するものとする。

オ. スクリーニングを実施するに当たっては、スクリーニング実施場所を通過する車両の台数やモニタリングデータ等を踏まえ効率的に行うものとする。

## 第7 避難所の開設と運営等

### (1) 開設と運営

ア. 避難開始当初においては、避難元市町村は、住民の送り出しに全力をあげなければならぬため、避難所の開設、避難者の受入業務については、避難先市町村が行うものとする。また、県有施設での避難者の受入れは、県が主体的に行うことを基本とする。

イ. 避難元市町村は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させるものとする。

また、避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行うことができるものとする。

ウ. 避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努めるものとする。

エ. 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

オ. 避難者が避難所の収容人数を超えるなど、避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合は、県と避難元及び避難先市町村は、協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

カ. 福祉避難所の設置が必要な場合には、避難元市町村と避難先市町村が連携・協力して福祉避難所を開設するものとする。

### (2) 避難物資の確保

ア. 県及び避難元市町村は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、県及び避難元市町村が備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保するものとする。

イ. 関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

### (3) 避難者名簿の作成

避難元市町村は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

### (4) 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化する場合に備え、県は、国及び避難元市町村と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できるようあらかじめ体制を整備するものとする。

イ. 県、国及び避難元市町村等は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

### (5) 避難所における要配慮者の支援

ア. 社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族が、中心となって支援を行うものとする。

イ. 県及び避難元市町村は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、国や避難先自治体等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

### (6) 行政窓口の設置

避難元市町村は、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先市町村内に設置するものとする。

## 第8 避難状況の確認

### (1) 住民避難の確認

ア. 避難する住民は避難する際に避難済であることを、また避難することが困難な住民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するものとする。

イ. 避難元市町村は、県と連携し、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民が避難済みであること等の確認を行い、当該市町村の災害対策本部等で把握しておくものとする。

### (2) 避難者の所在確認

避難元市町村は、避難者の所在について、避難所に避難した住民については、避難者名簿により、避難所以外に避難した住民については、警察や消防のほか避難した住民からの情報等をもとに確認するものとする。その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

## 第9 今後の課題

広域避難計画の実効性を高めるため、引き続き以下の事項について検討を進め、その結果を本計画に順次反映させていくものとする。

ア. 県外の避難先の確保

イ. スクリーニング体制

- ・スクリーニングを実施する要員の確保，資機材の調達，実施場所の確保等

ウ. 安定ヨウ素剤の配布体制

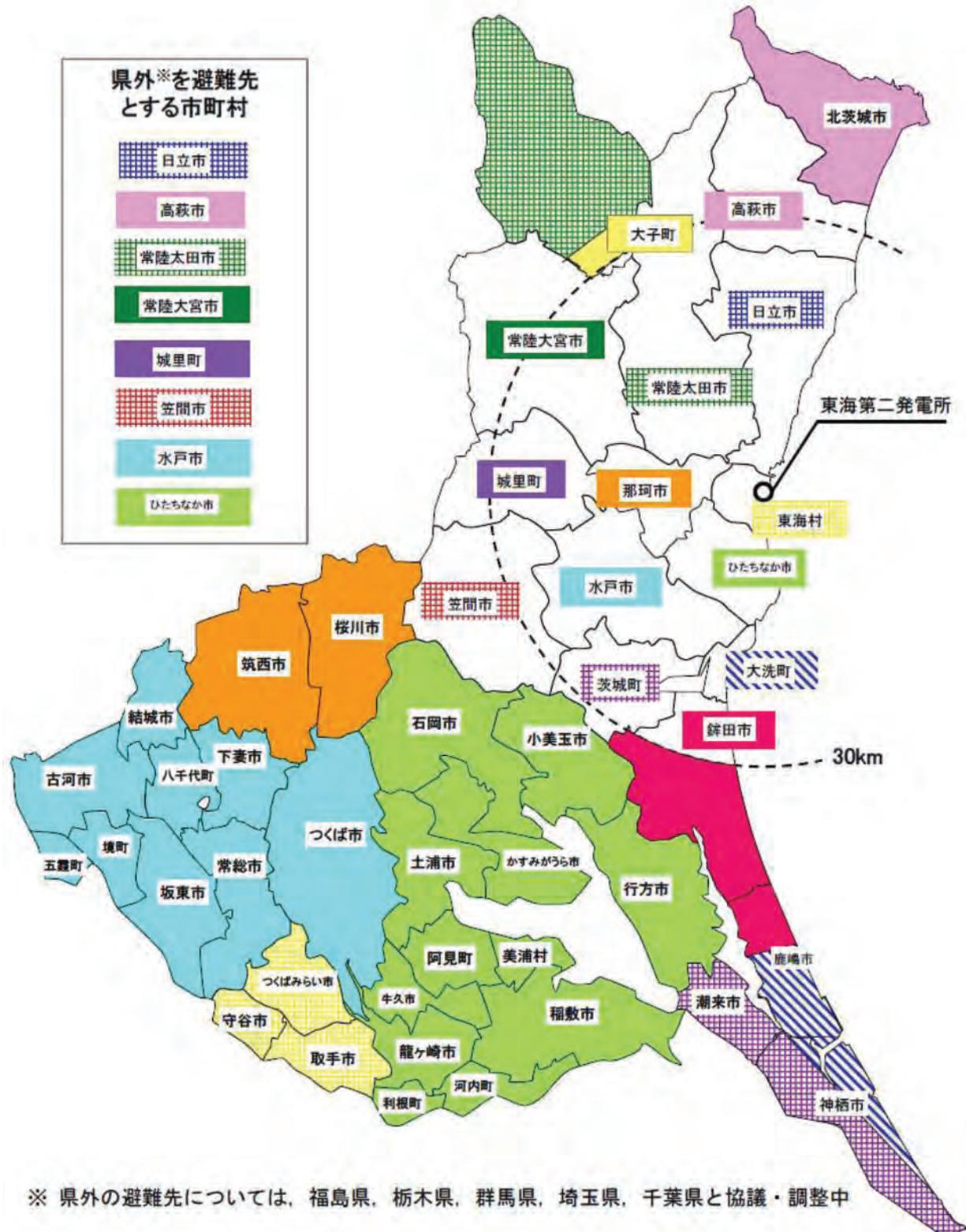
- ・緊急時における効率的な配布方法
- ・乳幼児が服用できる安定ヨウ素剤の確保

エ. 複合災害への対応

- ・複合災害時における第2の避難先の確保
- ・道路等の被災状況を住民へ情報提供する手段
- ・モニタリング機能の維持
- ・災害対策本部機能の維持

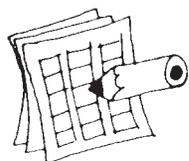
参考資料

・避難先地域の地図



## 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	吉成好信(代表理事)	監事	木村重雄
副理事長	鈴木博久	監事	飯田正美
副理事長	帯刀治	研究員	黒江正臣
専務理事	千歳益彦	研究員	岡野孝男
常務理事	本田佳行	研究員	波多昭治
理事	堀良通	研究員	柴山章
理事	佐川泰弘	研究員	内山一
理事	菊池正則	研究員	大高みよ
理事	石松俊雄	研究員	有賀絵理



1. ほぼ1年ぶりになりますが、本センターの有賀研究員に執筆をお願いしました(今回は「自治権いばらき」114号)。

有賀さんは、今回の論文の基礎になった調査について、茨城県立水戸特別支援学校と名前を公表しないことを約した「茨城県内の某障がい者団体」の信頼関係に基づく協力を支えられていると言いました。

その調査結果を踏まえて、障がい者が置かれた詳細な実態や市町村に作成が義務付けられたにもかかわらず作成が難航している災害時要援護者名簿作成にあたってはどこに留意すべきかなどについて、具体的に提起されています。

## 2. 資料について

本号では、県が決定した「原子力災害に備えた広域避難計画」を収録しました。

前号では、東海第二原子力発電所の事故を想定した茨城県の「広域避難計画」の策定に向けた「検討部会」の議論の内容を収録しました。県は、「検討部会」での意見を反映させた上で「広域避難計画」を決定したとし、3月24日、「県防災会議」に報告しました。

しかし、知事自身が「引き続き検討が必要」と認めているように様々な課題が残されています。すでに着手している計画の検証結果については、センター機関誌上で明らかにしていきます。

### 自治権いばらき

No. 118 2015年3月25日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター  
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内  
TEL 029-224-0206

編集・発行人 吉成好信

印刷 凸紋字

水戸市栗崎町1242 TEL 029-269-2307